

さっぽろっこ読書プラン(案)

未来を拓くさっぽろの子どもたち

ご意見を募集します

ニパブリックコメントの実施ニ

【意見募集期間】

平成 27 年（2015 年）10 月 1 日（木）～10 月 30 日（金）（必着）

札幌市では、子どもの読書活動に関わる施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 17 年に「第 1 次札幌市子どもの読書活動推進計画」、平成 22 年に「第 2 次札幌市子どもの読書活動推進計画」を策定し、社会全体でさまざまな読書推進の取組を進めてきました。

このたび、「第 2 次札幌市子どもの読書活動推進計画」の計画期間が終了したことから、最近の社会状況や子どもの読書状況を踏まえた新たな計画「さっぽろっこ読書プラン(案)」を取りまとめましたので、広く市民の皆さんにお知らせするとともに、ご意見を募集いたします。子どもの読書活動の推進に、市民の皆さんとともに取り組んでいくために、多くの方からのご意見をお待ちしております。

お寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を行い、計画を策定する予定です。

【お問い合わせ先】

札幌市コールセンター（8 時 00 分～21 時 00 分、年中無休）

電話：011-222-4894 ファックス：011-221-4894

電子メール：info4894@city.sapporo.jp

【担当】

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課

〒064-8516 札幌市中央区南 22 条西 13 丁目 1-1

電話：011-512-7330 ファックス：011-512-7110

意見募集要項

1 ご意見募集期間

平成 27 年 10 月 1 日（木）から 10 月 30 日（金）まで（必着）

2 ご意見提出方法

提出方法	提出先
郵送	〒064-8516 札幌市中央区南 22 条西 13 丁目 1-1 札幌市教育委員会中央図書館運営企画課
持参	札幌市中央図書館 3 階事務室（住所は上記と同じです。） 受付時間：8 時 45 分～17 時 15 分 (土曜・日曜・祝日・休館日も受け付けています。) 【交通機関】市電「中央図書館前」下車すぐ じょうてつバス「南 21 条西 11 丁目」から徒歩 7 分
ファックス	ファックス番号：011-512-7110
電子メール	件名を「さっぽろっこ読書プラン（案）について」として、メール本文にお名前（フリガナ）、ご住所、ご意見をお書きの上、下記メールアドレスに送信してください。 メールアドレス：chuotosyokan@city.sapporo.jp
ホームページ ジ入力フォーム	札幌市公式ホームページ内の入力フォームをご利用ください。 受付ページアドレス： http://www.city.sapporo.jp/callcenter/uketsuke/index.html

※ 郵送、持参、ファックスの場合は、「ご意見記入用紙」をご利用ください。

3 留意事項

- (1)電話、口頭によるご意見は受け付けておりません。
- (2)ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所のご記入をお願いいたします。
ご意見の概要等を公表する際には、お名前・ご住所は公開いたしません。個人情報は、個人情報保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。
- (3)ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

4 配布場所

- (1) 中央図書館、各地区図書館、各区民センター図書室、各地区センター図書室
- (2) 市役所 2 階市政刊行物コーナー
- (3) 各区役所総務企画課広聴係
- (4) 各まちづくりセンター
- (5) 札幌駅前通地下歩行空間
- (6) 市民活動サポートセンター
- (7) ホームページ：札幌市の図書館
<http://www.city.sapporo.jp/toshokan/guide/sisin/dokusho.html>

さっぽろっこ読書プラン(案)に対するご意見記入用紙

(フリガナ) お名前	
ご住所	〒

ページ・項目	ご意見
	----- -----

ご協力ありがとうございました。

※用紙が足りない場合は、任意の別紙にご記入いただいても構いません。その際
も、お名前とご住所をご記載ください。

※お名前とご住所は集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報
保護条例の規定に従って、適正に取り扱います。

札幌市が決定する政策案についての意見募集(「パブリックコメント」といいます。)についてアンケートを行っておりますので、よろしければ御協力をお願いいたします。

Q 1 今回のパブリックコメントの資料の分かりやすさはいかがでしたか？(該当する番号に○を付けてください。)

- 1 とても分かりやすい
- 2 分かりやすい
- 3 ふつう
- 4 少し分かりづらい
- 5 分かりづらい

Q 2 Q 1で4又は5と回答した方は、理由を記入してください。

Q 3 今回のパブリックコメントの資料をどこで入手しましたか？(該当する番号に○を付けてください。)

- 1 今回のパブリックコメントの担当課 (局 部 課)
- 2 市政刊行物コーナー(札幌市役所2階 総務局行政部行政情報課)
- 3 区役所(各区市民部総務企画課広聴係)
- 4 まちづくりセンター
- 5 その他 ()

Q 4 パブリックコメントの資料の配布・閲覧場所として望ましいと思う所があれば、記入してください。

Q 5 今回、このパブリックコメントが実施されていることをどのように知りましたか？(該当する番号に○を付けてください。複数回答可)

- 1 広報さっぽろを見た。
- 2 札幌市の公式ホームページを見た。
- 3 新聞、テレビ、ラジオ等の報道で知った。
- 4 家族、知人等から聞いた。
- 5 配布されているパブリックコメントの資料が目に留まった。
- 6 その他 ()

Q 6 以前、札幌市が行う他のパブリックコメントで御意見を寄せていただいたことがありますか？(該当する番号に○を付けてください。)

- 1 ある
- 2 ない

Q 7 その他、パブリックコメントについて御意見がございましたら、記入してください。

御協力ありがとうございました。

さっぽろっこ読書プラン(案)の概要

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

第2次札幌市子どもの読書活動推進計画の計画期間が終了したことから、新たに社会全体で子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために計画を策定

第2章 子どもの読書活動の現状と課題

社会情勢

情報通信技術の発展

- 携帯電話やスマートフォンを使ったインターネット利用の常態化
- 若い世代への電子書籍の普及の兆し

子どもの読書状況

- 不読率(1カ月に1冊も本を読まなかった人の割合)の改善
- 図書館利用の減少
- 学校段階が進むにつれ読書活動が減る傾向

読書の意義

- 読書の人間的な心身の成長に果たす役割についての指摘
- 読書活動を通じて自ら学び、自ら考え、自ら行動する姿勢を育む必要性

2 計画の位置づけ

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく市町村計画(努力義務)

3 計画期間

平成27年度から5年間

4 計画の対象範囲

おむね18歳以下の子ども。子どもの読書活動と関係する市民や団体

国及び北海道の動向

- 国の第3次計画策定(H25.5)
- 学校図書館法の改正(H26.6)学校司書を法的に位置づけ
- 北海道の第3次計画策定(H25.3)

第2次計画の成果

- | 地域 | 家庭 | 図書館 | 学校等 |
|-----------------------------|----------------|----------------------|---------------------------|
| ・さっぽろ親子絵本ふれあい事業(ピックスタート)の実施 | ・学校図書館の地域開放の実施 | ・子ども読書チャレンジプロジェクトの実施 | ・子ども読書週間特別行事などの子ども向け行事の実施 |
| ・幼児用絵本の共同利用 | ・学校における一斉読書の実施 | ・図書資源のネットワーク化 | |



図書館デビューキャラクターYOM君

課題

家庭・地域

- 家庭読書の普及・啓発・習慣化
- ボランティアの育成

図書館

- 乳幼児への読書活動支援
- 中学・高校生への読書活動支援
- ボランティア団体との連携
- 学校との連携
- 障がいのある子どもへの読書活動支援

学校等

- 図書館との連携
- 学校図書館の利用促進

第2次計画の指標の結果について

区分	21年度	26年度	26年度目標
1 学校における一斉読書の取組	小98.6% 中79.6%	小100% 中99.0%	100%
2 幼児・児童1人あたりの年間児童書貸出冊数	10.7冊	10.4冊	13.0冊
3 図書館と連携した活動を行っている学校の割合	小12.6% 中34.7%	小27.7% 中35.1%	100%

「1」についてはほぼ目標達成。「2」は減少傾向が見られるが、不読率などの子どもの読書量に改善傾向があることを鑑みると、貸出冊数による読書量の把握は難しい状況と考えられる。「3」については、特に小学校で増加する傾向が見られるが、一方で、子どもの図書館利用が少ない現状を考えると実際の図書館利用状況に着目する必要があると思われる。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

1 読書の楽しさにふれる

2 基本方針

1 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実

2 読書の大切さを知る

2 子どもの読書活動に関する普及・啓発

3 子どもの読書をみんなで支える

3 子どもの読書環境の充実

3 計画の指標

基本目標	指標項目	26年度	31年度目標値
1	学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たり10分以上読書する子どもの割合	小6 66.0% 中3 57.3%	小6 70.0% 中3 70.0%
2	読書が好きな子どもの割合	小6 75.9% 中3 74.9%	小6 78.0% 中3 78.0%
3	休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館に月1回以上行く子どもの割合	小6 39.4% 中3 15.1%	小6 55.0% 中3 26.0%

第4章 子どもの読書活動推進の方策

第1節 基本方針1 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実

本との楽しい出会いを通じて、子どもが自主的に読書をする習慣を身に付けるとともに、読書活動を通じて情報を収集・活用して物事を探究する姿勢を養うなど、自ら学び、自ら考え、自ら行動する力を育むための取組を行う。

1 乳幼児期における読書活動の推進

乳幼児期から、絵本を通じて言葉や表現に触れることによって豊かな感性を育むため、絵本に親しむ機会が増えるよう、地域や図書館など、市内のさまざまな施設で子どもや保護者が気軽に読書を楽しめる取組を行う。

【主な取組】★絵本図書館での年齢に応じたサービスプログラムの開発、★絵本図書館での幼稚園・保育所などの団体利用

2 小学生期における読書活動の推進

単に本を読むだけでなく、本や新聞を利用した調べものを学び、本や体験を通じて、自主的に読書をする習慣が身に付くよう、子どもの興味や関心を喚起し、子どもの好奇心を満たす楽しい読書活動を進める。

【主な取組】出前講座など図書館による小学生向け読書活動、★司書教諭からの相談対応など図書館による小学校支援

3 中学・高校生期における読書活動の推進

中学・高校生が興味や関心のあることから読書のきっかけづくりに取り組むとともに、情報リテラシーを育成して課題探究的な学習に生かし、生涯を通じて幅広く読書を楽しみ、学び続けていく姿勢を身に付けられるよう支援を行う。

【主な取組】★司書の学校図書館訪問など図書館による中学校への支援、★複数校を一人が担当することを基本とした全市立中学校への学校司書の配置

第2節 基本方針2 子どもの読書活動に関する普及・啓発

読書活動に関する普及・啓発に努め、読書活動を推進する市民意識の醸成を図る。

普及・啓発の推進

さまざまなメディアを通じて、あらゆる機会を捉えて、読書活動の普及・啓発に努め、社会全体で読書活動を広げていく雰囲気づくりを進め、自然に身近に本のある生活意識の醸成を図る。

【主な取組】行事の実施などによる家庭読書の普及・啓発、★電子書籍の充実などデジタル時代への普及・啓発、★中学・高校生向けHPの開設、★図書館を活用した学習などについての教員・学校司書向け情報発信

第3節 基本方針3 子どもの読書環境の充実

子どもの興味や関心を引き付け、子どもの成長を促す読書環境をつくり、幅広い読書活動や学習活動を支える。

1 家庭・地域の読書環境の整備

学校図書館の地域開放を進めるほか、児童会館や子育てサロンなどで地域の子どもや市民の読書環境づくりに努めるとともに、地域のボランティアを育成し、活躍の機会を広げる。

【主な取組】読み聞かせボランティアの研修、児童会館の図書の充実、学校図書館の地域開放の促進

2 図書館の読書環境の整備

子どもから大人まであらゆる年齢層の人々が集い、本を通じて自ら学び、考え、創造し、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習の情報拠点として、子どもと本との出会いの場を提供する。また、平成28年11月に、白石区複合庁舎内に絵本図書館を開設し、絵本専門図書館ならではのサービスを全市的に展開する。

【主な取組】★絵本図書館の設置、★札幌の魅力をモチーフとした絵本を公募して電子書籍化するさっぽろデジタル絵本事業、点字絵本や大活字本の提供など障がいのある子どもたちへのより充実した対応

3 学校等の読書環境の整備

幼稚園・保育所では、子どもや保護者が多くの絵本とふれあう機会を提供するために、各施設に絵本を整備するほか、大型絵本などの共同利用を行う。学校では、全市立中学校に学校司書を配置するなど環境の整備を図る。

【主な取組】幼稚園などにおける幼児用絵本の共同利用、学校図書館の計画的な図書整備の推進、寄託図書の充実

4 関係機関・団体の連携・協力の推進

読書活動を通して子どもたちが豊かな心を育むとともに、意欲的に自ら学び、自ら考え、自ら行動する力を養い、健やかに成長できるよう社会全体で相互に連携を図り、協力しながら読書活動の推進に取り組む。

【主な取組】★団体利用などを通じた図書館と幼稚園・保育所との連携、調べ学習などを通じた図書館と学校との連携

第5章 計画の効果的な推進

1 計画の推進

社会全体で読書の意義や重要性について理解し、読書に関する興味や関心を高め、家庭・地域、図書館、学校等が互いに情報を共有し、緊密に連携しながら施策の効果的な推進を図る。

2 計画の評価及び検証

P D C Aサイクルの考え方に基づき、関係機関や団体が会議や情報交換を通じて、計画の進捗状況を確認し、施策の成果や課題の検証を行う。

注1) ★は新規の取組 注2) 文中の絵本図書館は仮称です。

■■■第3次札幌市子どもの読書活動推進計画■■■

さっぽろっこ読書プラン

～未来を拓くさっぽろの子どもたち～

(案)



平成27年(2015年)〇月

札幌市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の対象範囲	2
第2章 子どもの読書活動の現状と課題	3
1 社会情勢	3
2 国及び北海道の動向	5
3 第2次計画の成果と今後の課題	7
4 第2次計画の指標の結果について	12
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 基本目標	13
2 基本方針	13
3 計画の指標	14
4 計画の体系	15
第4章 子どもの読書活動推進の方策	16
第1節	
基本方針1 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実	16
1 乳幼児期における読書活動の推進	16
2 小学生期における読書活動の推進	18
3 中学・高校生期における読書活動の推進	20
第2節	
基本方針2 子どもの読書活動に関する普及・啓発	22
普及・啓発の推進	22
第3節	
基本方針3 子どもの読書環境の充実	25
1 家庭・地域の読書環境の整備	25
2 図書館の読書環境の整備	26
3 学校等の読書環境の整備	28
4 関係機関・団体の連携・協力の推進	30
社会全体での取組イメージ	32
第5章 計画の効果的な推進	32
1 計画の推進	32

2 計画の評価及び検証	32
-------------	----

資料編	33
------------	-----------

資料 1 読書についてのアンケート調査	34
資料 2 取組項目一覧	46
資料 3 策定経過	48
資料 4 札幌市子どもの読書を考える市民会議	49
資料 5 読書を考える子ども市民会議	50
1 小・中・高校生との意見交換会	50
2 読書を考える子ども市民会議	50
資料 6 関係法令等	51

<用語について>

読書：本を読むこと。情報通信端末で電子書籍を読むことも含む

読書活動：読み聞かせ、おはなし会などの各種行事を含め、子どもが読書に親しみ読書習慣を身に付けるためのさまざまな活動全般を含めたもの

図書館：中央図書館、地区図書館などの市立の図書施設

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

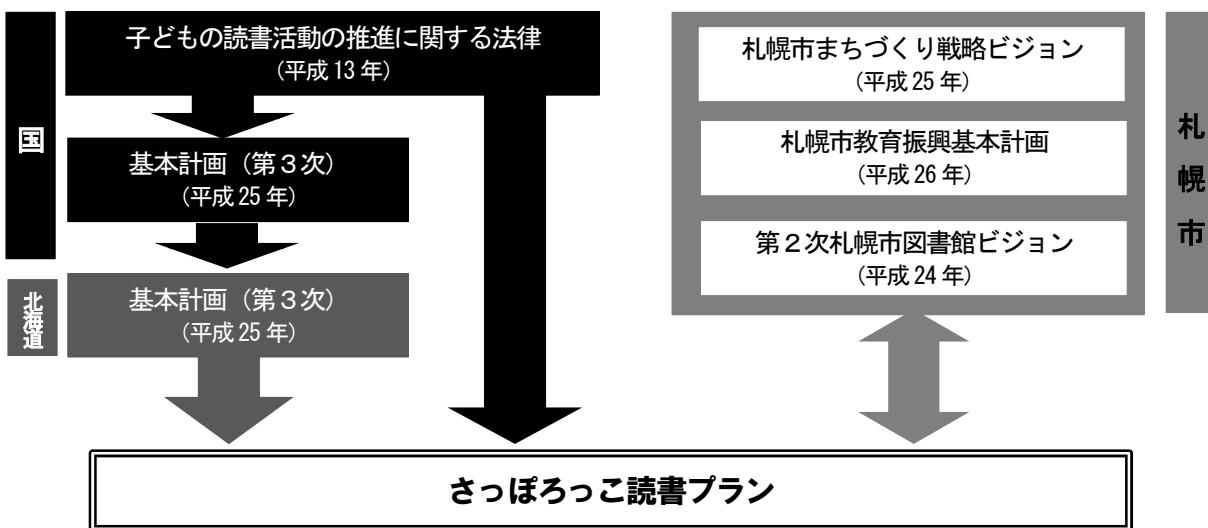
札幌市では、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成17年6月に「第1次札幌市子どもの読書活動推進計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。第1次計画終了後の平成22年9月には「第2次札幌市子どもの読書活動推進計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、社会全体でさまざまな取組を進めてきました。

これと並行し、子どもの読書活動に関連する計画として、平成24年1月には、以後10年間の図書館の運営やサービスの基本的な考え方と方向性を示す「第2次札幌市図書館ビジョン¹」を策定し、図書館は市民の生活や創造的な活動を支える「知の拠点」としての役割を担うものとして位置付けられました。また、平成26年2月には、新しい「札幌市教育振興基本計画²」を策定し、幼児期から生涯を通じ一貫した理念の下で教育振興策を進めることになりました。

この度、平成26年度で第2次計画の計画期間が終了したことから、これまでの成果を検証するとともに、家庭・地域、図書館、学校等の社会全体で子どもの自主的な読書活動を支える環境を整えるため、新たに策定された関連する計画や社会状況の変化を踏まえ、「さっぽろっこ読書プラン」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律³（平成13年12月12日、法律第154号）第9条第2項に規定される、市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として策定します。



¹ 【第2次札幌市図書館ビジョン】図書館の運営やサービスの基本的な考え方と方向性を示した個別部門計画。計画期間は平成23年度からおおむね10年間。

² 【札幌市教育振興基本計画】教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画。10年間の「札幌市教育ビジョン」と前期5年間の「札幌市教育アクションプラン」からなる。

³ 【子どもの読書活動の推進に関する法律】子どもの健やかな成長に資するため、子どもの読書活動の推進に関する基本理念、並びに国及び地方公共団体の責務等を示した法律。

また、札幌市の最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン⁴」や札幌市の中期実施計画のほか、「札幌市教育振興基本計画」「第2次札幌市図書館ビジョン」などの関連する各分野の部門別計画との整合性を保ちながら、子どもの読書活動に関する施策を実施していきます。

3 計画期間

計画期間は、平成27年度から5年間とし、社会状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象範囲

計画の対象は、おむね18歳以下の子どもとしますが、家庭・地域、図書館、学校等の子ども の読書活動と関わりのある市民や団体も対象とします。

⁴ 【札幌市まちづくり戦略ビジョン】札幌市の最上位の総合計画で、札幌市のまちづくりを進めていくための新たな基本的な指針。計画期間は平成25年度～平成34年度の10年間。目指すべきまちの姿を描いた<ビジョン編>と、主に行政が優先的・集中的に実施することを記載した<戦略編>からなる。

第2章 子どもの読書活動の現状と課題

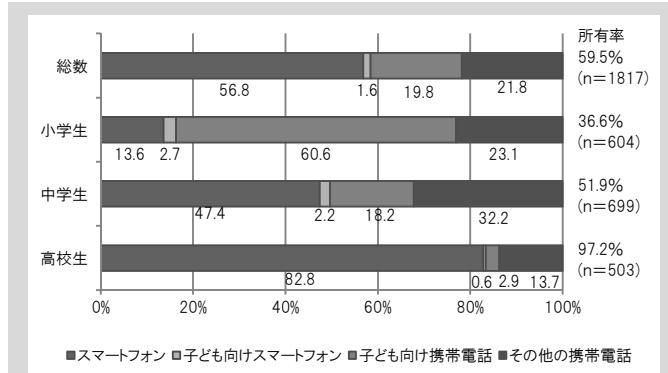
1 社会情勢

(1) 情報通信技術の発展

近年、情報通信機器の急速な発達に伴い、その普及状況や利用動向が急激に変化しています。総務省が実施した「平成25年通信利用動向調査⁵」によると、主な情報通信機器の世帯保有状況ではスマートフォンとタブレット型端末の保有率が着実な伸びを示し、これらを使ってインターネットを利用する人が急増しています。このような変化は、子どもの間でも起こっており、内閣府が平成25年に実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査⁶」によると、携帯電話及びスマートフォンを所有する子どものうちスマートフォンの所有割合が増加し、小学生では13.6%、中学生では47.4%、高校生では82.8%となっています。

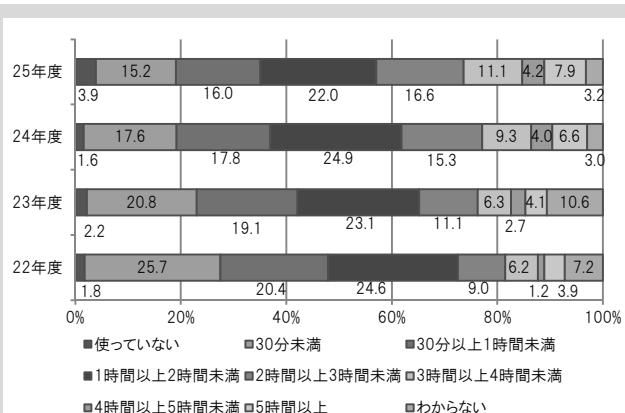
この状況は、子どもの生活環境にも変化をもたらしています。子どもの携帯電話・スマートフォンを通じたインターネット利用が常態化し、インターネットを利用している子どものうち39.8%が平日1日平均2時間以上利用しており、全体の平均利用時間は約107分となっています。中学・高校生ではメールのほか、SNS⁷サイト等やチャット等でのコミュニケーション、調べもの、ゲーム、音楽や動画等の閲覧での利用が多く、学校段階が進むにつれて長時間利用する傾向が見られます。

このような情報通信機器の発達による子どもたちの生活環境の変化に併せ、電子書籍⁸の普及やインターネットによる調べものの増加



図表1:青少年の携帯電話・スマートフォンの所有率及び所有機種
(平成25年度)

「青少年のインターネット利用環境実態調査」より



図表2:青少年の携帯電話・スマートフォンを通じたインターネット利用時間(経年比較)

「青少年のインターネット利用環境実態調査」より

5 【通信利用動向調査】総務省が毎年行っている世帯及び企業における情報通信サービスの利用状況等についての調査。

6 【青少年のインターネット利用環境実態調査】内閣府が通称「青少年インターネット環境整備法」(平成21年4月1日施行)の施行状況調査のため、満10歳～17歳の青少年及びその同居の保護者に対し毎年実施しているインターネットの利用に関する調査。

7 【SNS】social networking service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)。インターネット上で知人ネットワークを構築できるサービスのこと。プロフィールや日記の掲載、コミュニティーの形成などが可能で、知人同士の情報交換などに利用できる。

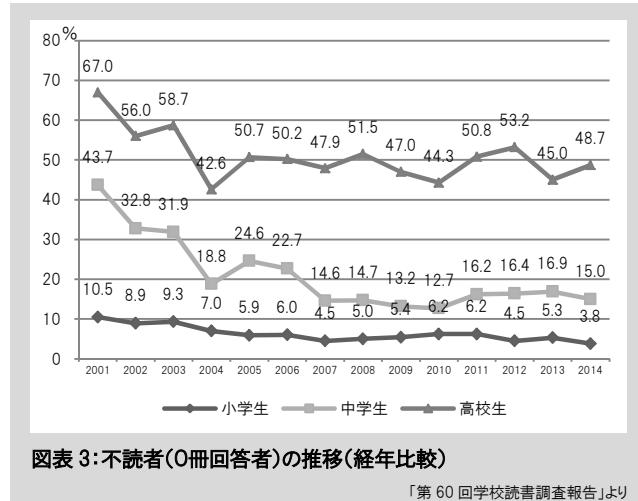
8 【電子書籍】本をデジタルデータ化してインターネットなどで配信され、パソコンやスマートフォンなどの情報端末を利用して読むことができるもの。

など、読書活動の方法も変化しています。文化庁が実施した平成 25 年度「国語に関する世論調査」⁹によると、電子書籍（雑誌や漫画も含む）の利用は全体では 17.3%となっていますが、16 歳から 30 歳代では 3 割を超え、40 歳代以上と比べて高くなっています。今後も、情報通信技術の発展がもたらす社会状況や読書環境の変化により、子どもと読書との関係も変化していくものと考えられます。

(2) 子どもの読書状況

「第 60 回学校読書調査報告¹⁰」によると、平成 26 年 5 月の 1 か月間に本を 1 冊も読まなかった子どもの割合（不読率）は、小学生 3.8%、中学生 15.0%、高校生 48.7% となっており、子どもの読書活動の推進に関する法律が施行された平成 13 年の割合（小学生 10.5%、中学生 43.7%、高校生 67.0%）と比べると減少しています。札幌市の子どもについても、平成 26 年 7 月に実施した「読書についてのアンケート調査」によると、不読率が小学生 6.3%、中学生 5.1%、高校生 15.4% となっており、学校における一斉読書の取組の影響などで、第 1 次計画策定時の平成 16 年の割合（小学生 11.3%、中学生 28.0%、高校生 37.4%）より減少しています。また、平成 26 年 4 月の「全国学力・学習状況調査¹¹」によると、札幌市において「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1 日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」という質問に「10 分以上」と回答した子どもの割合は、小学校 6 年生で 66.0%、中学校 3 年生で 57.3% となっており、平成 19 年の小学校 6 年生 62.5%、中学校 3 年生 48.2%¹² より増加しています。これらの結果からもわかるように、近年、子どもの読書量に改善が見られるようになっています。

一方、「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」という質問に「月 1 回以上」と回答した子どもの割合は、小学校 6 年生 39.4%、中学校 3 年生 15.1% となっており、平成 21 年の小学校 6 年生 41.4%、中学校 3 年生 15.7%¹³ より改善は見られず、全国平均（公立）の小学校 6 年生 42.9%、中学校 3 年生 18.9% を下回っています。



図表 3:不読者(0冊回答者)の推移(経年比較)

「第 60 回学校読書調査報告」より

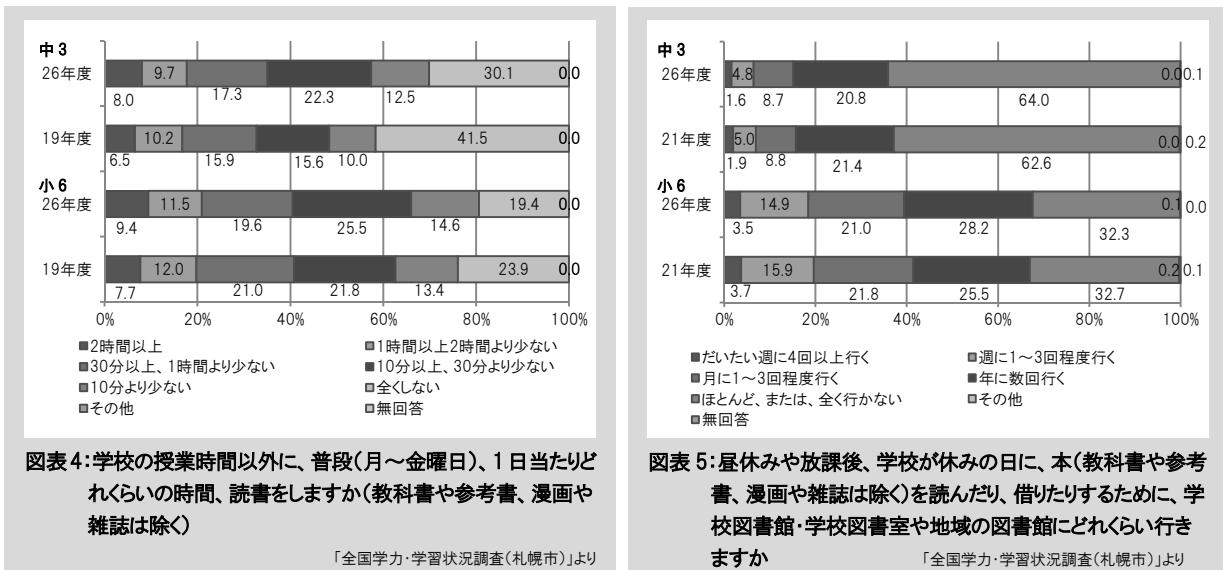
⁹ 【国語に関する世論調査】文化庁が平成 7 年度から毎年実施している日本人の国語に関する意識や理解の現状に関する調査。

¹⁰ 【学校読書調査報告】全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で毎年実施している児童生徒の読書実態や読書環境に関する全国調査。

¹¹ 【全国学力・学習状況調査】文部科学省が平成 19 年度から年 1 回全国的に子どもたちの学力状況を把握するために行っている調査。対象は国・公・私立学校の小学校第 6 学年と中学校第 3 学年の児童生徒。教科に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する質問用紙調査がある。

¹² 平成 25 年度までは「家や図書館で、普段（月～金曜日）、1 日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」という質問事項だった。

¹³ 「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」の質問事項は平成 21 年度に追加された。



(3) 読書の意義

平成 25 年 2 月に国立青少年教育振興機構によって「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究報告書¹⁴」が発表されました。この報告書において、読書は学力だけでなく、「未来志向」「社会性」「自己肯定」「意欲・関心」「文化的な作法・教養」など人間的な成長にも影響していることが指摘されました。読書は個人的な営みではありますが、子どもの心身の成長に大切な役割を果たすことが調査によって裏付けられたことは、読書活動を推進することの意義について改めて考えるきっかけとなっています。

また、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増している現代社会においては、自ら課題を見出し、自ら学び、考え、主体的に判断して行動し、問題を解決する力が重要になっています。このような能力を身に付けていくうえで、読書は大きな役割を果たすものと考えられます。これを踏まえ、読書は文学作品を読むだけでなく、社会科学や自然科学など、さまざまなジャンルの本を読んで幅広い知識や教養を深めるとともに、課題解決のために本や新聞などの情報を収集・活用し物事を探究するなど、自ら学び、自ら考え、自ら行動する力を養うものといった広い観点から捉えられるようになっています。

2 国及び北海道の動向

第2次計画の策定からの5年間の計画期間中には、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるなど、国や北海道において、さまざまな動きがありました。

(1) 国の動向

ア 「国民読書年」の取組

平成 20 年 6 月の国会決議により、平成 22 年を「国民読書年」とすることが定められ、「政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、全国的に国民読書年にちなんだ行事や取組が行われました。この取組の一環として、平成 22 年 7 月

¹⁴ 【子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究報告書】国立青少年教育振興機構が成人の読書活動の実態や現在の意識・能力及び子ども（特に中学・高校生）の読書活動の実態や現在の意識・能力を把握するために実施した調査。

に文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」が設置され、平成 23 年 9 月に報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」が取りまとめられ、人材育成や読書環境整備などが提言されました。

イ 国の計画の策定

国は平成 25 年 5 月に第 3 次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。この計画では、全国の図書館の児童への年間の貸出冊数が過去最高となったこと、学校一斉読書活動を行う学校の割合が増加したこと、「O E C D 生徒の学習到達度調査¹⁵」(2009 年) によると、日本の子どもの読解力が国際的に見て上位となっていることなどを成果としています。一方、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向があること、地域により取組の差が顕著なこと、学校図書館資料の整備が不十分であることを課題として整理し、これらの課題を解決するために、基本方針として、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を推進し、子どもたちの読書活動の環境を整備するとともに、読書活動の意義の普及を図ることを掲げています。

ウ 学校図書館法の一部改正

平成 26 年に学校図書館法（昭和 28 年、法律第 185 号）の一部が改正され、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書¹⁶として位置付け、これを学校に置くことを努力義務としました。また、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施とその他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

エ 新学習指導要領の全面実施

「生きる力」を育むという理念のもとに、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視する新しい学習指導要領が全面実施されました。ここでは、各教科などを通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めています。

オ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準¹⁷の改正

平成 24 年に、図書館法（昭和 25 年、法律第 118 号）の改正や新たな課題への対応の必要性を受けて、図書館の設置及び運営上の望ましい基準が改正されました。この改正によって、図書館は地域の情報拠点等として重要な役割を担うことが明記されたほか、図書館と学校や民間団体等との連携・協力や、児童・青少年、乳幼児とその保護者等の利用者に対応したサービスの充実、施設・設備の整備などに努めることとされました。

(2) 北海道の動向

北海道は平成 25 年 3 月に、第 3 次の「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定しています。この計画では、「北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図る」ことを基本理念として、社会全体で子どもの読書活動を推進することとしています。この計画では、

¹⁵ 【OECD 生徒の学習到達度調査】OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構) が行っている国際的な学力到達度調査 (PISA : Programme for International Student Assessment) のこと。15 歳児を対象に読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの 3 分野について、3 年ごとに実施している。

¹⁶ 【学校司書】学校図書館の本の収集・整理、貸出・返却などを行う職員のこと。

¹⁷ 【図書館の設置及び運営上の望ましい基準】図書館法第 7 条の 2 に規定されている文部科学大臣が図書館の健全な発達を図るために定める基準。平成 24 年文部科学省告示 172 号。

ブックスタート¹⁸またはこれに準じた事業を行っている市町村が年々増加していること、一斉読書を実施している学校が増加していること、公立図書館で児童1人当たりの年間児童書貸出冊数が増加していることを成果としています。一方、公立図書館と連携した活動を行っている学校の割合や学校図書館図書標準¹⁹を達成している学校の割合が全国より少ないことを課題としています。これを受けて、この計画では、子どもの発達段階を踏まえながら、読書活動を継続することにより、読書習慣を定着させることが望まれ、家庭、地域、学校などが連携し社会全体で読書活動を推進する必要があるとしています。

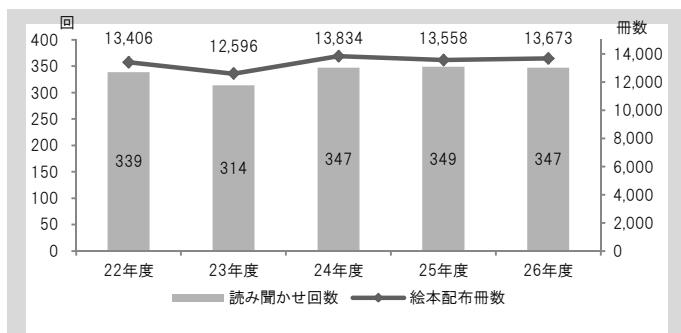
3 第2次計画の成果と今後の課題

札幌市では第2次計画に基づき、重点事業として「子ども読書チャレンジプロジェクト²⁰」を掲げ、家庭・地域、図書館、学校等が連携しながら社会全体で読書活動を進めてきました。

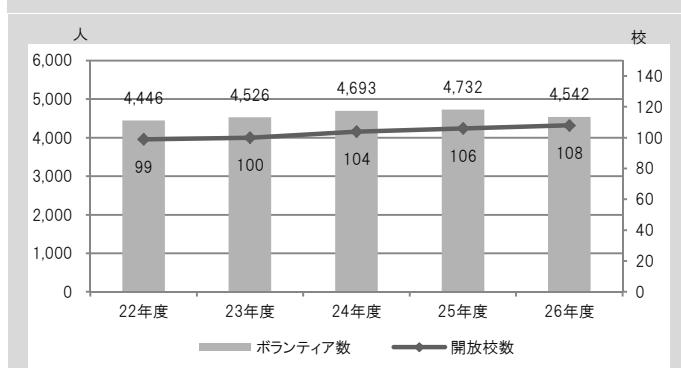
(1) 家庭・地域における取組の成果と課題

《これまでの取組及びその成果》

家庭・地域においては、札幌市家庭読書の日²¹から読書週間²²までを「さっぽろ家庭読書フェスティバル」期間とし、全市の図書館で行事を開催し、家庭読書に関する普及・啓発を行いました。また、保健センターの乳幼児健診の際に「さっぽろ親子絵本ふれあい事業」(ブックスタート)を実施したり、子育てサロン²³や保育所、児童会館などで絵本の読み聞かせや絵本をテーマにした「子育て講座」を実施したりするなど、子どもが絵本とふれあう機会の充実を図ってきました。このほか、学校図書館を地域住民に開放²⁴して、読み聞かせや紙芝居などを利用した子ども向け行事や講演会、読書会などの大人向



札幌市保健福祉局、子ども未来局調べ



札幌市教育委員会調べ

¹⁸ 【ブックスタート】1992年に英国で始まった絵本を通じて赤ちゃんと家族の心のふれあいを進め、子どもの言葉と豊かな心を育てる事業で、0歳児の健診時に赤ちゃん絵本、アドバイス集、絵本のリストなどを配布しおはなし会などを行うもの。

¹⁹ 【学校図書館図書標準】公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学級数などに応じて設定した蔵書冊数の基準のこと。

²⁰ 【子ども読書チャレンジプロジェクト】図書館や学校等の関係機関が連携を図りながら子どもの読書活動を効果的に推進していくためのプロジェクト。「図書館デビュー」などの図書館行事のほかに、「図書資源ネットワーク」などの事業がある。

²¹ 【札幌市家庭読書の日】平成20年3月にまとめた「札幌市の子ども読書活動促進の方針」に基づき、家族が一緒に読書を楽しむことで家庭における読書活動の推進を図るために設けられた日。10月9日に設定。

²² 【読書週間】1947年(昭和22年)から開始された全国規模で毎年秋に行われる読書の普及・啓発期間(10月27日～11月9日)。

²³ 【子育てサロン】児童会館や地域の会館などを会場として、子育て中の親子や地域の方々が自由に集い、交流できる場のこと。

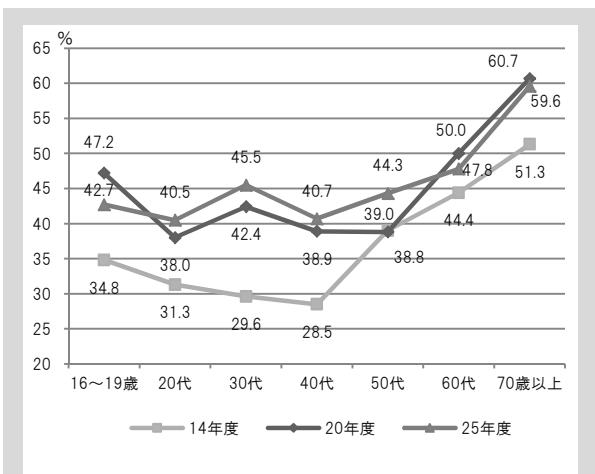
²⁴ 【学校図書館の地域開放】市立の小・中学校(平成27年3月現在108校で実施)で学校図書館を幼児から高齢者まで幅広く地域住民に開放している。

けの行事を実施し、地域の読書活動を推進しました。

《課題》

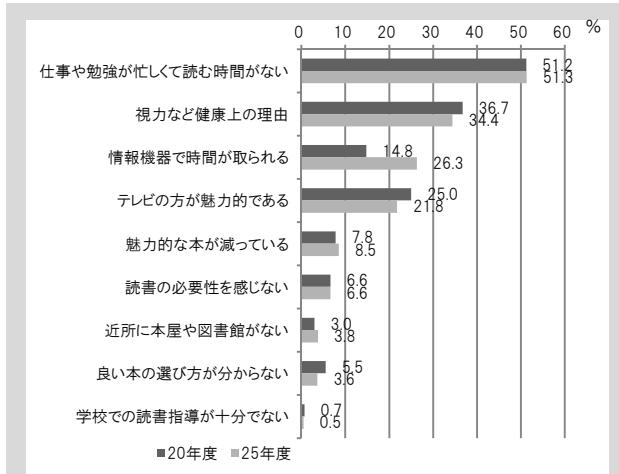
ア 家庭読書の普及・啓発・習慣化

子どもが乳幼児期から本に触れ、本に親しむ機会をつくるためには、家庭での読書活動が大切ですが、近年、全国的に仕事や勉強が忙しくて読書する時間がない、情報通信機器の利用で時間が取られるなどの理由で、読書をしない大人が増加する傾向があります。大人の行動は子どもに影響を与えるため、親世代の大人に対して読書への関心を高めることも大切です。大人も子どもと一緒に、読書の楽しさや喜びを共有できる機会を増やしていく必要があります。



図表8:1か月に本を1冊も読まない人の割合【年齢別】

「国語に関する世論調査」より



図表9:読書量が減っている理由

「国語に関する世論調査」より

イ ボランティアの育成

子どもの読書活動には、子どもや保護者に本の楽しさを伝える読み聞かせやおはなし会などで活躍するボランティアの存在が不可欠です。将来にわたって継続的に地域の読書活動を支えていくために、引き続きボランティアの育成を行うことが必要です。

(2) 図書館における取組の成果と課題

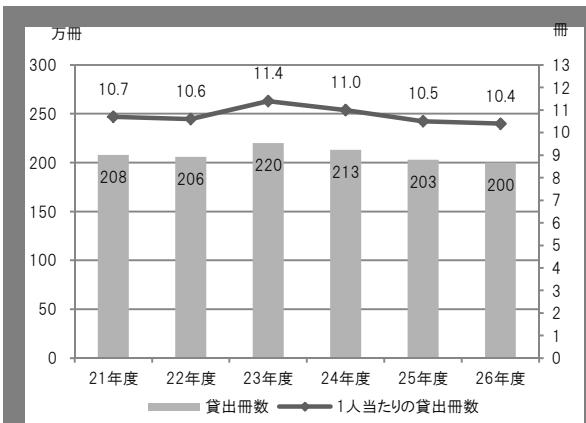
《これまでの取組及びその成果》

図書館では、子ども読書チャレンジプロジェクトの一環として、「図書館デビュー」「さっぽろっこ絵本づくり」「さっぽろっこ出版体験」などの新しい行事を実施するほか、読み聞かせやおはなし会、一日司書体験、夏休み行事などの催しものを行い、行事を通じて子どもの読書への関心を高める取組を進めました。また、調べ学習や職場体験などで図書館を活用した授業の受入を行うほか、小・中学校のインターネット・システム「ブックさあくる」²⁵により、学校を通じて、図書館の本の貸出を始めるなど、図書館と学校との連携を図りました。このほかに、CISEネットワーク²⁶に参加し、大学や研究機関と連携して科学に関する夏休み自由研究講座を行うとともに、科学をテーマに大学や研究機関の講師を招いて「サイエ

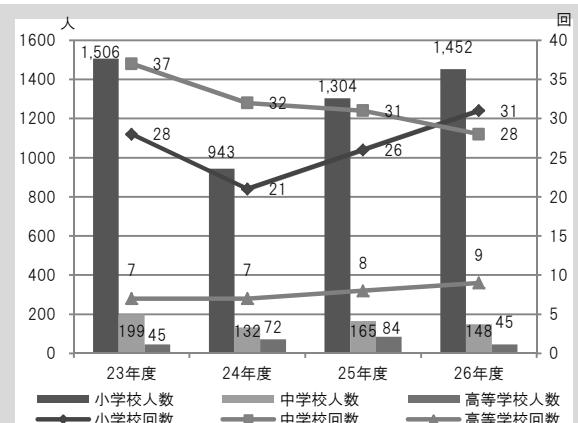
²⁵ 【ブックさあくる】市立小・中学校から図書館の本を借りられるインターネットを利用したシステムのこと。

²⁶ 【CISEネットワーク】CISE (Community for Intermediation of Science Education) ネットワーク。北海道大学総合博物館が運営している札幌周辺地域の教育施設が連携し、地域住民への実物科学教育を進めるネットワークのこと。中央図書館で連携機関の専門家による子ども向けの「さけクイズ」「恐竜クイズ」等の行事を実施している。

ンスフォーラム」を開催し、文学だけでなく科学の分野にも幅を広げ、読書を通じて子どもの興味や関心を広げる活動を行いました。



図表10: 幼児・児童1人あたりの年間児童書貸出冊数
【第2次計画目標指標】
札幌市教育委員会調べ



図表11: 図書館の施設見学、調べ学習、職場体験等の受入状況
札幌市教育委員会調べ

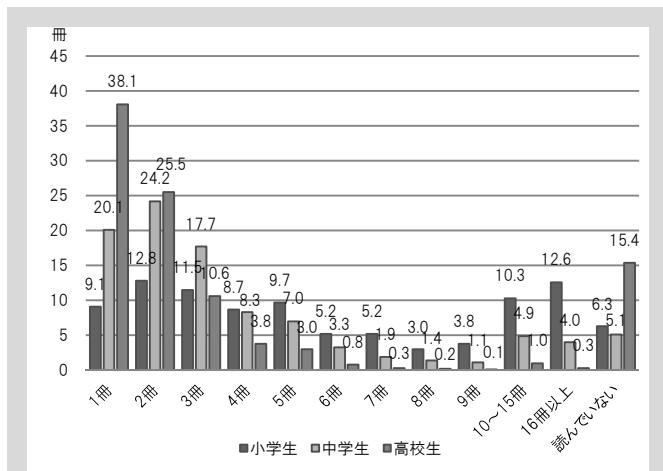
《課題》

ア 乳幼児への読書活動支援

子どもは、身近な人からたくさんのお話を聞くことによって、深い愛情を感じ、安心感や信頼感を得て、共感する心や思いやりの心を身に付けていきます。絵本は、このような乳幼児期の子どもに大きな影響を与えるとともに、生涯にわたる読書活動のきっかけとして特に重要です。現在、既存の図書館において乳幼児から中学・高校生までの幅広い年代の子どもに対し支援を行っていますが、今後は、特に読書活動のきっかけづくりに重要な時期の乳幼児に対する支援の充実が望まれます。このため、新たに乳幼児期から保護者とともに本に触れ、本を楽しみ、ふれあいを深める環境をつくり、読書の習慣化につなげるための環境整備が必要となっています。

イ 中学・高校生への読書活動支援

子どもは発達段階に応じて、語彙力や文章を理解する能力、想像力のほか、共感する心や興味・関心も変化していきます。特に、思春期である中学・高校生にとって、読書は心身の成長に大きな力となります。この時期の子どもは勉強や部活動に忙しく、読書活動が減る傾向があります。このため、中学・高校生が少しでも読書に関心を持てるよう、中学・高校生の興味や関心のある分野から読書につなげる取組などを進める必要があります。また、読書活動を通じて、豊かな心や人間性を育むだけでなく、本や新聞などのさまざまな情報を収集し活用する能力を育成する取組も進めていく必要があります。



図表12: 1か月間の読書量(平成26年度)
「読書についてのアンケート調査」より

ウ ボランティア団体との連携

図書館の読み聞かせやおはなし会など各種行事で活躍するボランティアは、さまざまな手法で楽しみながら本の魅力や読書の楽しさを伝える重要な役割を担っています。今後も引き続き、技能を高め、子どもを引き付ける工夫を凝らした取組を行うために、ボランティアの育成や交流を図るとともに、図書館とボランティアが連携・協力を進める必要があります。

エ 学校との連携

子どもに対し読書活動への関心を高めるためには、図書館が学校と協力して、子どもの読書環境を整えていく必要があります。現在も、施設見学や調べ学習、職場体験などで図書館が活用されていますが、来館する学校は一部に止まっています。このため、今後は、図書館から職員が直接学校に出向くなどして、学校における読書環境整備に協力していく必要があります。

オ 障がいのある子どもへの読書活動支援

障がいのある子どもはそれぞれの障がいに応じた読書活動支援が必要です。図書館では、これまでに点字絵本や大活字本などの提供、館内案内表示の改善、コミュニケーションポート²⁷の配置などの取組を実施してきましたが、障がいのある子どもの読書への障壁を取り除くためには十分とは言えません。今後も引き続き、障がいのある子どもも利用できる本を充実させるほか、障がいのある子どもの立場に立った、より使いやすいサービスのあり方について検討していく必要があります。

(3) 学校等における取組の成果と課題

《これまでの取組及びその成果》

幼稚園では読み聞かせなどの読書活動が行われていますが、単独で多くの絵本を収集・保管することが難しいため、平成23年度から幼児教育センター²⁸で大型絵本や絵本の複本²⁹を収集し、幼稚園などへの貸出を始めました。

学校では、始業前や教科の時間を使った一斉読書を推進し、小学校と中学校のほぼ全校で実施するようになりました。また、学校図書館の蔵書の充実のため、全校で学校図書館図書標準の達成を目指して計画的な蔵書整備を行うとともに、「さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業³⁰」に基づき、平成22年度から寄贈本の受入窓口を図書館にも拡大し、市民からの寄贈本の受入を進めるほか、平成23年1月から市内小・中学校にインターネット・システム「ブックさあくる」を導入し、図書館の蔵書を学校で借りられるシステムを開始しました。さらに、学校図書館の利用が一層進むよう、学校に学校図書館アドバイザー³¹や学校図書館

²⁷ 【コミュニケーションボード】文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方が紙に描いてあるイラストを指さすことで自分の意思を伝えるもの。

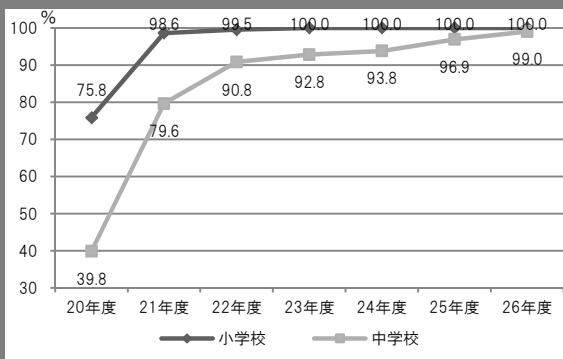
²⁸ 【幼児教育センター】札幌市の幼児教育振興を図る新たなしくみづくりの中核的な役割を担い、各区の市立幼稚園の機能を総括し、私立幼稚園と緊密に連携して、札幌市全体の幼児教育の水準向上を図る機関。

²⁹ 【複本】同じ書名、著者名の本を複数冊そろえること。

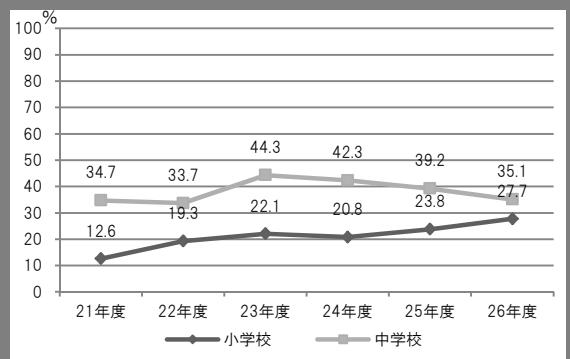
³⁰ 【さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業】札幌市とボランティア団体が協力し、市民から不要となった本の寄贈を受け、学校図書館などに無償で提供する事業のこと。

³¹ 【学校図書館アドバイザー】学校図書館運営に造詣の深い元教職員や学識経験者ことで、直接学校図書館を訪問し、司書教諭や図書館担当者の悩みや疑問に答え、学校図書館の運営を支援している。

ボランティア³²が派遣され、学校図書館の運営や環境整備を行いました。このほか、「図書館モデル公開授業³³」として、中央図書館を活用して図書館の利用方法を学んだり、本を使った調べ学習を行ったりしています。



図表 13:学校における一斉読書の取組【第2次計画目標指標】
札幌市教育委員会調べ



図表 14:図書館と連携した活動を行っている学校の割合
【第2次計画目標指標】
札幌市教育委員会調べ

《課題》

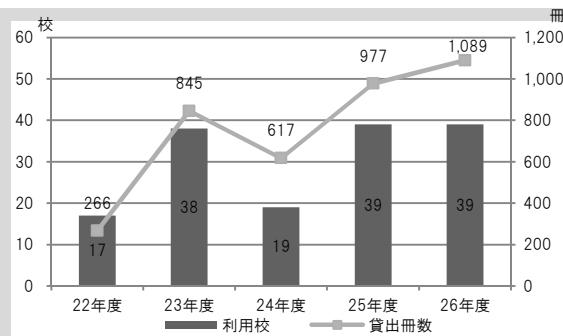
ア 図書館との連携

学校では図書館を使った調べ学習や職場体験などを行っていますが、利用は一部の学校に止まっています。また、図書館の本を学校で借りられる「ブックさあくる」の利用も少なく、今後の活用促進が課題となっています。多くの学校と図書館が連携を図り、それぞれの持ち味を生かして、子どもの読書活動や学習活動を支えていく必要があります。

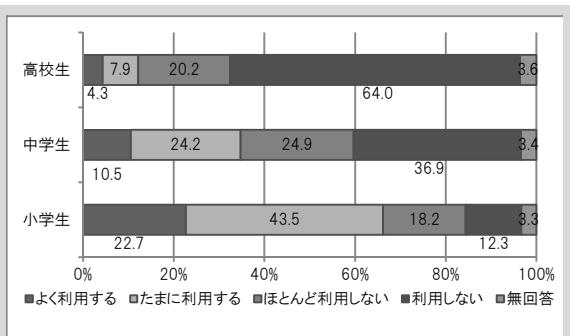
イ 学校図書館の利用促進

学校図書館を利用する子どもは全体として少なく、学校段階が進むとともに減少しています。学校図書館は子どもの読書活動や学習活動を支える一番身近な場所です。子どもの利用が増えるよう、子どもの興味を引くような本の紹介や展示などを行うとともに、授業での活用を進められるような環境整備が必要です。

また、引き続き、全校で学校図書館図書標準の達成を目指して計画的に蔵書整備を進めるとともに、冊数だけでなく新聞などの時事情報や学習、子どもの興味・関心に沿った本を揃えるなど、充実した蔵書構成を目指す必要があります。



図表 15:ブックさあくるの利用校及び貸出冊数
札幌市教育委員会調べ



図表 16:学校の図書館の利用状況(授業外、平成 26 年度)
「読書についてのアンケート調査」より

³² 【学校図書館ボランティア】市立中学校及び地域開放を行っていない小学校に、貸出業務の補助などの活動をするために派遣されるボランティアのこと。

³³ 【図書館モデル公開授業】市立小・中学校のモデル校の児童・生徒が中央図書館を訪問し、図書館を利用して調べ学習などをを行う授業。

4 第2次計画の指標の結果について

第2次計画では、「学校における一斉読書の取組」、「幼児・児童1人あたりの年間児童書貸出冊数」、「図書館と連携した活動を行っている学校の割合」を目標指標として設定しました。計画期間内において、「学校における一斉読書の取組」については、図表13(p11)のとおり、ほぼ目標を達成しました。一方、「幼児・児童1人あたりの年間児童書貸出冊数」については、図表10(p9)のとおり、平成23年度には一時増加しましたが、それ以降は減少する傾向があります。この指標は図書館の貸出冊数をベースにしていますが、この数値が減少する傾向があるものの、前述のとおり、子どもの読書量には改善が見られることを鑑みると、この貸出冊数で子どもの読書量を把握することは難しい状況となっており、今後の指標としては再考の余地があるものと思われます。また、「図書館と連携した活動を行っている学校の割合」については、図表14(p11)のとおり、ブックサーカーが始まった影響で小学校では徐々に増加してきていますが、中学校では一時増加したものの、ブックサーカーの利用や図書館を活用した学習を行っている学校が一部に止まっているため伸び悩んでいます。子どもの読書活動を進めるうえで、図書館と学校との連携は課題となっており、図書館と連携した活動を行っている学校数を増やしていくために、今後も連携を強化する取組が必要です。一方で、学校図書館や地域の図書館を利用する子どもが少ない現状を考えると、図書館と学校との連携によって、子どもの読書環境を充実させることにより、実際に子どもが学校図書館や地域の図書館を活用して自主的に読書活動や学習活動を行っているかどうかに目標の焦点を当てる必要ではないかと思われます。

<目標指標>

区分	平成21年度	平成26年度 実績	平成26年度 目標
学校における一斉読書の取組	小学校 98.6% 中学校 79.6%	小学校 100% 中学校 99.0%	100%
幼児・児童1人あたりの年間児童書貸出冊数	10.7 冊	10.4 冊	13.0 冊
図書館と連携した活動を行っている学校の割合	小学校 12.6% 中学校 34.7%	小学校 27.7% 中学校 35.1%	100%

第3章 計画の基本的な考え方

読書は知識や教養を高めるだけでなく、判断力や思考力を鍛え、表現力やコミュニケーション力を育み、人生を豊かなものにします。特に、子どもの読書活動は、言葉を学び、自らの感性を磨いて表現力や創造力を豊かなものにするとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、知的探究心や真理を求める態度を養うことで、個人の自立の基盤となる力を育むものとして欠くことのできないものです。読書の楽しさ、大切さを広く社会で認識し、子どもの興味や関心を尊重しながら、子どもが自主的に楽しく読書をする習慣を身に付けるとともに、読書活動を通じて、自ら学び、自ら考え、自ら行動し、人生をより深く生きる力を育む環境づくりを進めています。

1 基本目標

この計画は、第2次計画で取り組んだ各種事業の成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とし、第2次計画を継承し、次の三つを基本目標として掲げ、引き続き社会全体で子どもの読書活動を進めるために取り組んでいきます。

基本目標1 読書の楽しさにふれる

基本目標2 読書の大切さを知る

基本目標3 子どもの読書をみんなで支える

2 基本方針

計画の目標を達成するため、次のことを基本方針として推進していきます。

■基本方針1

子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実

子どもが読書の楽しさに触れるためには、その発達段階に応じて、それぞれの興味や関心を尊重しながら、自然に本に触れ、読書に親しむ機会をつくることが大切です。本との楽しい出会いを通じて、子どもが自主的に読書をする習慣を身に付けるとともに、読書活動を通じて、情報を収集・活用して物事を探究する姿勢を養うなど、自ら学び、自ら考え、自ら行動する力を育んでいけるよう、市民参加による地域の力を活用した取組を行っていきます。

■基本方針2

子どもの読書活動に関する普及・啓発

子どもの読書活動を進めるためには、社会全体で読書の意義や重要性について理解し、読書に関する興味や関心を高め、市民みんなで読書を楽しむ雰囲気をつくることが大切です。読書活動に関する普及・啓発に努め、読書活動を推進する市民意識の醸成を図ります。

■基本方針3

子どもの読書環境の充実

子どもの自主的な読書活動を支えるためには、家庭・地域、図書館、学校等、あらゆる機

会にあらゆる場所で本に触れ、読書に親しむ環境をつくることが大切です。子どもの興味や関心を引き付け、子どもの成長を促す読書環境をつくり、子どもの幅広い読書活動や学習活動を支えていきます。

また、社会全体で読書活動の推進に取り組むため、子どもの読書活動に関わる機関や団体が特色を生かしながら、相互に連携して、子どもの読書環境づくりを進めていきます。

3 計画の指標

今後、新たに子どもの読書活動を推進するためには、読んだ本の冊数など読書の量的な増加だけを求めるのではなく、子どもが自主的に読書をする習慣を身に付けるとともに、読書活動を通じて、意欲的に自ら学び、自ら考え、自ら行動する力を育むための環境を整えることに重点を置く必要があります。この成果を数値で表すことは困難なことですが、この計画では、計画の進捗状況や成果を客観的に判断する材料の一つとして、PDCAサイクル³⁴の考え方に基づき、基本目標の達成度を評価することに配慮するとともに、子どもの望ましい読書活動状況を考え、次のとおり設定します。

<目標指標>

基本目標	指標項目	平成26年度	平成31年度目標値
1	学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たり10分以上読書する子どもの割合（※1）	小6 66.0% 中3 57.3%	小6 70.0% 中3 70.0%
2	読書が好きな子どもの割合（※2）	小6 75.9% 中3 74.9%	小6 78.0% 中3 78.0%
3	昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館に月1回以上行く子どもの割合（※3）	小6 39.4% 中3 15.1%	小6 55.0% 中3 26.0%

※1 「全国学力・学習状況調査」において「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」の質問に対して「10分以上」と回答した児童生徒の割合

※2 「全国学力・学習状況調査」において「読書は好きですか」の質問に対して「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合

※3 「全国学力・学習状況調査」において「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」の質問に対して「月1回以上」と回答した児童生徒の割合

³⁴ 【PDCAサイクル】plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善）の頭文字を取ったもので、計画から見直しまでの一貫してを行い、さらにそれを次の計画や事業に生かそうというもの。

4 計画の体系

基本目標 1 読書の楽しさにふれる

基本方針 1 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実

1 乳幼児期における読書活動の推進

2 小学生期における読書活動の推進

3 中学・高校生期における読書活動の推進

基本目標 2 読書の大切さを知る

基本方針 2 子どもの読書活動に関する普及・啓発

普及・啓発の推進

基本目標 3 子どもの読書をみんなで支える

基本方針 3 子どもの読書環境の充実

1 家庭・地域の読書環境の整備

2 図書館の読書環境の整備

3 学校等の読書環境の整備

4 関係機関・団体の連携・協力の推進

第4章 子どもの読書活動推進の方策

第1節

基本方針1 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実

子どもの立場に立って、効果的に読書活動を進めるためには、子どもの成長に配慮することが大切です。子どもの発達段階に応じて、自主的に読書をする習慣が身に付くよう取組を行います。

1 乳幼児期における読書活動の推進

子どもにとって乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎をつくる極めて重要な時期にあたります。この時期の子どもの成長には、絵本や紙芝居、昔話など、いろいろな楽しいお話を欠かせません。これらを通じて、楽しいお話を聞きながら、読み手と心を通して豊かな感性を育むとともに、さまざまな言葉や表現に触れることで、想像力や創造性を伸ばしていくことは、大変意義深いことです。

子どもが乳幼児期から本に触れ、本に親しむ機会が増えるよう、地域や図書館など、市内のさまざまな施設で子どもと保護者が気軽に読書を楽しめる取組を進めます。

《取組項目》

No.	取組名	取組内容
1	絵本とふれあう機会の充実【家庭・地域】 ³⁵	保健センターの10か月児健診の際に、絵本に親しむ機会を提供し、親子が心ふれあうきっかけをつくるため、絵本を配布し（さっぽろ親子絵本ふれあい事業）、絵本の読み聞かせを行います。また、絵本の読み聞かせの際に、絵本に関するパンフレットを配布し、パンフレットで紹介している絵本を子育て総合支援センター、区保育・子育て支援センター（ちあふる）、区子育て情報室などに配架しておくことで、子育て家庭が継続して絵本とふれあう機会を提供していきます。
2	子育てサロンや保育所開放における読書活動【家庭・地域】	子育てサロンや保育所開放 ³⁶ で、親子を対象とした読み聞かせや保護者への絵本に関する講座などを実施します。子育て情報コーナーや開放している保育所などの絵本の整備を進めます。

³⁵ 第1節、第2節では、家庭・地域での取組は【家庭・地域】、図書館での取組は【図書館】、幼稚園・保育所での取組は【幼稚園・保育所】、学校での取組は【学校】と表記しています。

³⁶ 【保育所開放】保育所のノウハウを生かし、地域の親子が気軽に集い、施設内の遊具を使って遊んだり、入所児との交流や育児相談、子育ての情報交換をしたりする場として保育所の開放を行っている。

No.	取組名	取組内容
3	乳幼児・保護者向け 読書活動【図書館】	乳幼児期の子どもや保護者のための行事の実施やサービスプログラムの開発を行い、子どもや保護者が共に本に触れ、本に親しむ機会をつくります。
	① 乳幼児・保護者向け行事の実施	絵本の読み聞かせやおはなし会などさまざまな行事を実施したり、絵本のブックリストや読書ノートを配布したりします。
	② 年齢に応じたサービスプログラムの開発 《新規》	(仮称) 絵本図書館 ³⁷ では、保護者向けに絵本の読み聞かせや絵本選びの講座などを実施するとともに、0～1歳向け、2～3歳向けなどの年齢に応じたサービスプログラムを開発して行事を行います。このほか、妊娠期から保護者に対し絵本の紹介講座などを実施し、絵本の魅力やその役割を伝え、絵本を通じた子どもとのふれあいを深めるきっかけづくりを行います。
4	幼稚園・保育所などの団体利用【図書館】 《新規》	(仮称) 絵本図書館において、新たに絵本の読み聞かせやおはなし会などの団体用プログラムを用意し、幼稚園や保育所などを団体で受け入れます。また、来館できない幼稚園や保育所などへ出向き、団体用プログラムを実施します。
5	絵本の読み聞かせの実施【幼稚園・保育所】	幼児が絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わうことができるよう、教員・保育士やボランティアによる読み聞かせを行います。
6	保護者向け講座・講習会の開催【幼稚園・保育所】	幼児が絵本や物語などに親しみ、読み手と心を通わせる楽しさを味わうことができるよう、保護者自身が読み聞かせを体験する講座や絵本に関する講座などを行います。
7	おすすめ絵本の紹介や貸出の実施【幼稚園・保育所】	絵本に対する興味や関心を高め、より多くの絵本に親しむきっかけづくりとなるよう、おすすめ絵本を展示したり、リストを配布したりするなどの取組を実施します。家庭でも読み聞かせを通して親子のふれあいを深められるよう、絵本の貸出を行います。

³⁷ 【(仮称) 絵本図書館】白石区複合庁舎内に平成28年11月にオープンする絵本を中心に集めた図書館（詳細については31ページにあります）。

2 小学生期における読書活動の推進

子どもは小学生になると、絵本から児童書へと読み進めていきますが、一般的に、小学1年生から小学3年生までは語彙が増え、基礎的な読書能力が完成し、読書習慣が身に付く時期であり、小学4年生からは自発的に多くの本を読み、目的に応じて自分で本を選び、内容の評価や鑑賞ができるようになる時期と言われています。また、単に本を読むだけでなく、本や新聞などを活用した調べものを学び、新しい世界や考え方出会っていきます。このように、小学生期は多くの本と出合う大切な時期です。子どもが魅力的な本との出会いや楽しい体験を通じて、自主的に読書をする習慣を身に付けられるよう、子どもの興味や関心を喚起し、子どもの好奇心を満たす楽しい読書活動を進めていきます。

《取組項目》

No.	取組名	取組内容
1	児童会館における読書活動【家庭・地域】	児童会館の本の貸出やボランティア、児童会館職員による読み聞かせなどの行事を充実させます。
2	開放図書館における読書活動【家庭・地域】	地域開放した学校図書館を中心として、地域のボランティアが簡単なレファレンスサービス ³⁸ などの基本的業務のほか、児童・幼児を中心とした読み聞かせなどのイベントを実施します。
3	小学生向け読書活動 【図書館】 レベルアップ	小学生向けの行事や展示、本の紹介、読書ノートの配布などを通じて、子どもに本の楽しさを伝えます。また、新たに児童会館などで出前講座を行い、読書や学習、調べものに役立つ図書館の使い方の啓発を行います。
4	小学校への支援【図書館】 《新規》	図書館と小学校が連携して、学校の読書活動や学習活動を支援するため、新たに司書教諭 ³⁹ などからの司書実務に関する相談に応じます。また、学校の求めに応じて図書館の使い方や調べもの的方法についてガイダンスを行うほか、必要な本や読書活動に関する情報の提供を行います。このほか、図書館の施設見学や職場体験、調べ学習などの受入を進めます。
5	読書に親しむ機会の充実【学校】	各学校における始業前や教科の時間を使った一斉読書を実施します。休み時間や放課後の時間を活用した読み聞かせやブックトークなどを行う読書会などを行います。新刊本の紹介や感想文コンクールなどへの応募など、子どもの読書意欲の向上を図る機会を促進します。

³⁸ 【レファレンスサービス】何らかの情報や本などを求めている人に対して、図書館職員が求められている情報や本などを提供することによって援助する業務のこと。

³⁹ 【司書教諭】「学校図書館司書教諭講習課程」による科目（5科目 10 単位）を履修した教員で、任命権者によって司書教諭として発令された教員のこと。主に学校図書館の管理・運営や子どもの読書に関する指導を行う。

No.	取組名	取組内容
6	子ども向け優良図書の情報提供【学校】	子どもの読書活動を促進するため、優良図書に関する各家庭への情報提供を行います。
7	図書館モデル公開授業【学校】	小・中学校のモデル校が中央図書館を訪問し、児童生徒が授業の一環として調べ学習などの授業を行います。



トピックス

図書館では子どもたちが楽しめる新しい行事を実施したり、図書館を活用した授業に協力したりして、子どもの読書活動を推進しています。

■ぬいぐるみのお泊まり会

子どもが自分のぬいぐるみを一晩図書館に預けて、翌日迎えに行く催します。ぬいぐるみは閉館後に図書館を探検したり、絵本を読んだりして、一晩館内で過ごします。翌日ぬいぐるみを迎えて来た子どもには、ぬいぐるみの図書館での様子をまとめたアルバムなどをプレゼントし、希望者にぬいぐるみが選んだ本を貸し出します。



ぬいぐるみと一緒にお話を聞きます



ぬいぐるみが夜の図書館を探検。友達におすすめする本を探しています

■図書館について学ぶ読書活動

◎一日司書体験

図書館の仕事を体験しながら、図書館のしくみや役割について学ぶ行事を行っています。



絵本の棚の整理をしました

◎図書館を活用した授業

市内外の小学校・中学校・高等学校から児童生徒が図書館を訪れ、図書館を活用した読書活動や学習活動を行っています。



本のPOPを作成してみんなに発表しました

3 中学・高校生期における読書活動の推進

子どもは中学生になると、大人の本を読み、読書の目的や本の種類に応じた読み方ができるようになります。さらに、高校生になると、高度な本を読んだり、本を読んで考え、評価したりすることで、自己の向上につなげていくことができるようになります。中学・高校生は読書活動が減少する傾向がありますが、この時期は心身が著しく成長し、人としての在り方や生き方を考える時期でもあり、これから自分自身を見つめ、自らの生き方を考える上で、読書は大きな力になります。中学・高校生の興味や関心のあることから読書のきっかけづくりに取り組むとともに、情報リテラシーを育成して課題探究的な学習に生かし、生涯を通じて幅広く読書を楽しみ、自ら学び続けていく姿勢を身に付けられるよう支援を行います。

《取組項目》

No.	取組名	取組内容
1	中学・高校生向け読書活動【図書館】 レベルアップ	中学・高校生向けのコーナーを設置し、中学・高校生の興味や関心のある分野の行事や展示などを通じて、読書のきっかけづくりを行いながら読書活動の幅を広げていきます。また、出前講座などを活用して、情報リテラシーを育成し、本や新聞、インターネットなどのさまざまな情報を活用した課題探究的な学習を支援します。このほか、平成30年度に新設する札幌市図書・情報館 ⁴⁰ の仕事やくらしに役立つ調査相談・情報支援機能を生かし、課題解決のための情報リテラシーの育成を支援していきます。
2	中学校への支援【図書館】 《新規》	図書館と中学校が連携して、学校の読書活動や学習活動を支援するため、新たに図書館職員（司書）が学校図書館を訪問したり、司書教諭や学校司書などからの司書実務に関する相談に応じたりします。また、学校の求めに応じて図書館の使い方や調べもの的方法についてガイダンスを行うほか、必要な本や読書活動に関する情報の提供を行います。このほか、図書館の施設見学や職場体験、調べ学習などの受入を進めます。
3	学校司書の配置【学校】 《新規》	学校図書館の機能を強化し、生徒の読書への興味や関心を向上させ、読書活動や学習活動を促進するため、全ての市立中学校に学校司書（学校図書館司書）を配置 ⁴¹ します。また、教員と学校司書が連携して学校図書館を活用した学習を行い、その取組内容を共有していきます。

⁴⁰ 【札幌市図書・情報館】中央区北1条西1丁目に平成30年度にオープン予定の札幌市民交流プラザ内に設置され、仕事やくらしの調査相談・情報支援や札幌・北海道の魅力発信を行う課題解決型図書館。

⁴¹ 【学校司書（学校図書館司書）を配置】札幌市では学校司書の名称を「学校図書館司書」とし、複数校を一人が担当することを基本に配置します。

No.	取組名	取組内容
4	中学校・高等学校図書委員会（図書局）による特色ある取組発表【学校】	図書委員会（図書局）による読書活動を充実させるための特色ある取組の発表及び表彰を通して、図書委員会活動の活性化を図り、生徒の読書活動を促進します。
5	読書に親しむ機会の充実【学校】（再掲）	各学校における始業前や教科の時間を使った一斉読書を実施します。休み時間や放課後の時間を活用した読み聞かせやブックトークなどを行う読書会などを行います。新刊本の紹介や感想文コンクールなどへの応募など、子どもの読書意欲の向上を図る機会を促進します。
6	子ども向け優良図書の情報提供【学校】（再掲）	子どもの読書活動を促進するため、優良図書に関する各家庭への情報提供を行います。
7	図書館モデル公開授業【学校】（再掲）	小・中学校のモデル校が中央図書館を訪問し、児童生徒が授業の一環として調べ学習などの授業を行います。



トピックス

市内の中学校・高等学校で、読書活動や学習活動を充実させるための取組を実践しています。

■中学校・高等学校図書委員会（図書局）による特色ある取組発表

特色ある取組を行った中学校・高等学校の図書委員会（図書局）が、読書週間に行われる「図書館オータムガーデン」で取組の発表を行っています。発表校には賞状と記念品が贈られ、教育委員会のホームページなどで発表内容を公開しています。



委員会の取組内容を発表

■学校司書を活用した授業

中学校で学校図書館にある本を活用し、教員と学校司書が連携して、調べ学習を行いました。



辞書や事典を使った調べ方を学びました

第2節

基本方針2 子どもの読書活動に関する普及・啓発

普及・啓発の推進

子どもは成長とともに、幼稚園、保育所、学校など家庭以外の場での読書経験を積み重ねていますが、家庭においても、読書に対する興味や関心を深めていくよう工夫することが大切です。家族で共に読書する時間を持ち、読書を介したコミュニケーションを通じて、家族の間に自然な会話や心のふれあいが生まれます。家庭では、日ごろから保護者などの大人が率先して読書に親しむとともに、子どもと一緒に地域の図書館や書店などに出かけたり、家族で本をすすめあったりするなど、読書の楽しさや喜びを共有できる環境づくりに努めることが必要です。

このように家庭など、あらゆる場所で読書活動を進めるためには、広く市民に、読書がもつ意義や重要性について理解を促し、読書に対する興味や関心を深めていく必要があります。広報さっぽろやポスター、チラシ、インターネットだけでなく、報道機関などさまざまなメディアを通じて、あらゆる機会を捉えて、読書活動の普及・啓発に努め、社会全体で読書活動を広げていく雰囲気づくりを進め、自然に身近に本のある生活意識の醸成を図っていきます。

《取組項目》

No.	取組名	取組内容
1	子ども読書チャレンジプロジェクト レベルアップ	家庭・地域、図書館、学校等が相互に連携協力して、総合的に子どもの読書活動の普及・啓発を推進します。 家庭・地域に対しては、ボランティアの育成を図るとともに、家庭読書の楽しみを伝えるセミナーなどを実施します。また、子どもに対しては、発達段階に応じた読書活動推進を図るため、乳幼児向けに図書館デビュー、小学生向けに進路探究オリエンテーション、中学・高校生向けに図書委員会（図書局）の交流プログラムなど、本や図書館を活用した行事を行い、体験を通じて子どもの読書活動や学習活動の充実を図っていきます。
2	家庭読書の普及・啓発 【家庭・地域】 レベルアップ	札幌市家庭読書の日（10月9日）から読書週間までの期間を「さっぽろ家庭読書フェスティバル」とし、市内各所で読書に関するイベントを集中的に行い、家庭での読書の普及・啓発を行います。また、新たに保護者と子どもが一緒に楽しめる工作会などの行事を実施したり、保護者に読書に関する情報を提供したりするなど、乳幼児期から家庭で読書を楽しむ機会を増やす取組を行います。

No.	取組名	取組内容
3	全館特別行事の実施 【図書館】	子ども読書の日（4月23日） ⁴² に合わせて、全館で特別行事を行い、読書活動の啓発に努めます。
4	「デジタルネイティブ世代」への普及・啓発【図書館】 《新規》	生まれたとき、または物心つくころからインターネットやパソコンなどのある生活環境で育ち、多くの情報をインターネットから得ている「デジタルネイティブ世代」に向けた読書普及策として、子ども向けの電子書籍を充実させるほか、デジタル絵本の体験やデジタル絵本ツールを使った絵本づくりなど、デジタルコンテンツ ⁴³ を活用した新しい手法で読書推進の普及・啓発を行います。
5	乳幼児・保護者向け読書活動【図書館】（再掲）	乳幼児期の子どもや保護者のための行事の実施やサービスプログラムの開発を行い、子どもや保護者が共に本に触れ、本に親しむ機会をつくります。
①	乳幼児・保護者向け行事の実施（再掲）	絵本の読み聞かせやおはなし会などさまざまな行事を実施したり、絵本のブックリストや読書ノートを配布したりします。
	年齢に応じたサービスプログラムの開発 《新規》（再掲）	（仮称）絵本図書館では、保護者向けに絵本の読み聞かせや絵本選びの講座などを実施するとともに、0～1歳向け、2～3歳向けなどの年齢に応じたサービスプログラムを開発して行事を行います。このほか、妊娠期から保護者に対し絵本の紹介講座などを実施し、絵本の魅力やその役割を伝え、絵本を通じた子どもとのふれあいを深めるきっかけづくりを行います。
6	小学生向け読書活動 【図書館】 レベルアップ（再掲）	小学生向けの行事や展示、本の紹介、読書ノートの配布などを通じて、子どもに本の楽しさを伝えます。また、新たに児童会館などで出前講座を行い、読書や学習、調べものに役立つ図書館の使い方の啓発を行います。
7	中学・高校生向け読書活動【図書館】 レベルアップ（再掲）	中学・高校生向けのコーナーを設置し、中学・高校生の興味や関心のある分野の行事や展示などを通じて、読書のきっかけづくりを行いながら読書活動の幅を広げていきます。また、出前講座などを活用して、情報リテラシーを育成し、本や新聞、インターネットなどのさまざまな情報を活用した課題探究的な学習を支援します。このほか、平成30年度に新設する札幌市図書・情報館の仕事やくらしに役立つ調査相談・情報支援機能を生かし、課題解決のための情報リテラシーの育成を支援していきます。

⁴² 【子ども読書の日】国民に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定めたもの。シェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日をUNESCO（国際連合教育科学文化機関）が「世界・本と著作権の日」と宣言していることなどにちなんでいる。

⁴³ 【デジタルコンテンツ】デジタルデータで表現された文章、音楽、画像、データベース、または、それらを組み合わせた情報の集合のこと。

No.	取組名	取組内容
8	図書館情報の発信【図書館】	読書への興味や関心をより深めるために、子ども向けの行事案内「図書館だより」の内容の充実を図るとともに、広報さっぽろやポスター、チラシだけでなく、さまざまなメディアを通じて図書館や読書活動に関する情報を積極的に発信します。
①	キッズページによる情報発信	図書館の利用方法や本の探し方、行事の情報などをわかりやすく発信するとともに、子ども向けの読み物や調べ学習に役立つ情報を提供するなど、読んで楽しいページづくりに努めます。
②	中学・高校生向けページの開設 《新規》	キッズページとは別に中学・高校生向けのホームページを新たに開設し、中学・高校生向けの本の紹介や行事、調べものに関する情報を発信し、中学・高校生の学習や生活に役立つページづくりに努めます。
③	教員及び学校司書向け情報発信 《新規》	図書館と学校との連携を進め、学校における読書活動や図書館を活用した学習を広げるため、新たに教員や学校司書に向けて、施設見学や図書館を活用した学習、読書活動などの情報を提供します。
9	子ども向け優良図書の情報提供【学校】(再掲)	子どもの読書活動を促進するため、優良図書に関する各家庭への情報提供を行います。



トピックス

図書館では電子書籍への対応を進めています。

■電子図書館の開設

図書館では平成26年10月27日に電子図書館を開設し、電子書籍の貸出を始めました。電子図書館には、開始当初、北海道関係の本や文学、絵本など約2,900タイトルを揃え、順次収集を進めています。電子書籍は貸出返却の手間がかからず、文字を大きくしたり読み上げたりする機能があるなど、紙の本とは異なる特性があるため、これらを生かして、障がいのある方への読書支援など、いろいろな可能性が指摘されています。



大きい画面に映し出される絵本にわくわく

■デジタル絵本の読み聞かせ

実験的にデジタル絵本を使って読み聞かせをするおはなし会を開催しました。たくさんの子どもたちが参加してくれました。

第3節

基本方針3 子どもの読書環境の充実

1 家庭・地域の読書環境の整備

地域には、子どもの読書活動を支援する場がたくさんあります。幼稚園・保育所、学校とは異なり、保護者あるいは子どもが自らの意志でこうした場を利用し、読書活動を通して地域とのふれあいを持ちながら、さまざまな人とのコミュニケーションを図っていくことは、大変意義深いことです。学校図書館の地域開放を進めるほか、児童会館や子育てサロンなどで、地域の子どもや市民の読書環境づくりに努めます。

また、地域では、読み聞かせなどさまざまな場面において、ボランティアの活躍は不可欠です。これからも、地域のボランティアが活躍できるよう、研修などを通じて育成を行っていくとともに、ボランティア間の交流を図っていきます。また、地域での読書活動を進めるため、ボランティアの活躍の機会を広げ、子どもの読書活動の場を充実させていきます。

《取組項目》

No.	取組名	取組内容
1	読み聞かせボランティアの研修	札幌市ボランティア活動センター ⁴⁴ では、読み聞かせボランティアの育成・支援の一環として「子どもへの読み聞かせボランティア研修」を行っており、今後もボランティアの資質向上や新たなボランティアの養成に努めます。
2	児童会館の図書の充実	児童会館では、子どもたちがいつでも自発的に学習に取り組むことができるよう学習図書の充実に努めます。また、札幌市図書再活用ネットワークセンター ⁴⁵ の活用などにより、その他の蔵書の充実も図ります。このほか、読書活動を通して子どもが本を身近に感じ、興味や関心を持つきっかけとなるよう、本の紹介の工夫や子どもの成長に応じた本を充実させるなど、図書コーナーの環境づくりに努めます。
3	絵本基金「子ども未来文庫」事業	企業や団体、市民の皆さんから絵本の寄贈を募り、絵本基金「子ども未来文庫」の絵本として、子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センター（ちあふる）、市立保育所、区子育て情報室などで、子どもが絵本とふれあう機会を広げています。

⁴⁴ 【札幌市ボランティア活動センター】札幌市社会福祉協議会が設置し、ボランティアを行うために必要な知識・技術を学ぶための研修や実際にボランティアを行っている人の技術の向上を目的としたさまざまな研修を行っている。

⁴⁵ 【札幌市図書再活用ネットワークセンター】「さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業」の拠点で、不要になった本を引き取り、それらをクリーニング・補修したうえで、学校図書館や保育施設などに無償で提供する活動を行っている。

No.	取組名	取組内容
4	子育てサロンや保育所開放における読書活動（再掲）	子育てサロンや保育所開放で、親子を対象とした読み聞かせや保護者への絵本に関する講座などを実施します。子育て情報コーナーや開放している保育所などの絵本の整備を進めます。
5	学校図書館の地域開放の促進 レベルアップ	学校図書館地域開放校を増やし、学校図書館を幼児から高齢者まで幅広く地域住民への開放を進め、子どもや地域の読書活動を盛んにします。また、開放図書館運営を担うボランティアを養成するため、学校図書館電算システムの使い方などの研修を行います。

2 図書館の読書環境の整備

図書館は、子どもから大人まであらゆる年齢層の人々が集い、本を通じて自ら学び、考え、創造し、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習の情報拠点です。札幌市では、市内45か所に図書施設を設け、このうち41か所で電算システムと物流システムを構築し、どの図書施設でも全市の蔵書の予約、貸出、返却ができるとともに、インターネットによる蔵書検索や予約も行えるようになっています。

また、図書資源ネットワークを利用して、図書館の蔵書を市立の小・中学校を通じて貸出しています。今後も、図書館では、子どもが楽しめ、役に立つ幅広いジャンルの本を収集し、子どもが手に取りやすい工夫をして子どもと本との出会いの場を提供していきます。

さらに、乳幼児期の子どもが保護者とともに、本と触れる機会を持ち、本を楽しみ、読書に親しむ習慣が身に付くよう、絵本を中心に集めた（仮称）絵本図書館を設置します。

また、障がいのある子どもも本に親しみ、本を楽しむ機会を多く持つことが大切です。障がいのある子どもも楽しめる本を提供したり、関係機関や団体と連携したりすることで、障がいのある子どもも読書を楽しめるような環境づくりに努めます。

《取組項目》

No.	取組名	取組内容
1	（仮称）絵本図書館の設置 《新規》	絵本を中心に、子どもが乳幼児期から本に触れ、本に親しむことで、読書の習慣を身に付けられるよう、白石区複合庁舎内に（仮称）絵本図書館を設置します。絵本のほか絵本関連の研究書を整備し、乳幼児期の子どもの読書活動支援を行うボランティアや教育者を支援するほか、保護者に対し、絵本を通じた子育ての支援を行うなど、絵本専門図書館として、（仮称）絵本図書館ならではのサービスを全市的に展開していきます。

No.	取組名	取組内容
2	絵本・児童書の充実	絵本や児童書を充実させるほか、子どもの読書活動を進めるための児童書関連の研究書の収集も行います。また、テーマ別で本を展示したり、表紙が見えるように配架したりするなどし、子どもの読書意欲を高めます。
3	「デジタルネイティブ世代」への普及・啓発 《新規》(再掲)	生まれたとき、または物心つくころからインターネットやパソコンなどのある生活環境で育ち、多くの情報をインターネットから得ている「デジタルネイティブ世代」に向けた読書普及策として、子ども向けの電子書籍を充実させるほか、デジタル絵本の体験やデジタル絵本ツールを使った絵本づくりなど、デジタルコンテンツを活用した新しい手法で読書推進の普及・啓発を行います。
4	さっぽろデジタル絵本事業 《新規》	札幌の文化芸術、歴史、自然などの魅力をモチーフとした絵本作品を募集し、応募作品を電子図書館の所蔵コンテンツとし、絵本を通じて、道内外の子どもが札幌の魅力に触れる機会を創出するとともに、絵本作家や画家などの活動の支援にもつなげます。
5	障がいのある子どもたちへのより充実した対応	視聴覚障がい者情報センター ⁴⁶ などとの連携をより促進とともに、障がいのある子どもも楽しめる点字絵本や大活字本、布の絵本、デジタル絵本など、さまざまな障がいに対応した本の収集中に努めます。障がいのある子どもが図書館を利用しやすいよう、様々なサービスのあり方について検討を進めます。
6	図書資源ネットワークの活用	インターネット予約システムを活用し、子どもや教員が図書館の蔵書を各学校で貸出・返却することができる「ブックさあくる」を活用して、図書館の本を提供します。また、市民からの寄贈本を学校等で再利用する「さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業」の利用促進を図っていきます。
7	職員に対する研修の実施	行事の実施や読書に関する相談、レンタレンスサービスへの対応など、子どもや保護者などに対する支援を充実させるため、内部研修を実施したり、外部の専門研修などに派遣したりするなどし、職員の能力の向上を図ります。
8	外国語の絵本・児童書の収集及び多文化理解の促進	母語を日本語としない外国の子どもだけでなく、日本の子どもにとっても外国のさまざまな文化や考え方の理解の促進につながる外国語で書かれた絵本や児童書の収集を行います。
9	再利用図書の無償譲渡	図書館・図書室で役割を終えた本を学校図書館や児童会館、幼稚園などの各種団体で再利用するために、無償譲渡を行い、図書館と団体との連携を図り、再利用図書の有効活用に努めます。

⁴⁶ 【視聴覚障がい者情報センター】視覚と聴覚に障がいのある人のために情報支援・コミュニケーション支援を行っている札幌市の施設。点字図書及び音声図書の貸出や手話通訳派遣などを行っている。

3 学校等の読書環境の整備

幼稚園や保育所では、教員や保育士、ボランティアなどによる読み聞かせを行うほか、保護者などに対しても、おすすめ絵本の紹介や貸出を通じて、読み聞かせの楽しさや大切さを伝えています。こうした子どもと保護者が多くの絵本とふれあう機会を提供するために、各施設に絵本を整備するほか、大型絵本などの共同利用を行います。

また、札幌市の幼稚園や学校では、自然環境・人的環境・文化的環境などを生かした札幌らしい特色ある学校教育として、「雪」「環境」のほかに、生涯にわたる学びの基盤となる活動として「読書」を掲げ、読書に親しむ機会づくりに取り組んでいます。

このような学校の活動を支えるため、学校図書館の蔵書の整備やブックサマークの活用を進めて学校図書館の資料面での充実を図るとともに、中学校に学校司書を配置して、司書教諭や学校司書を生かした学校全体の協力体制の下で、子どもが主体的、意欲的に読書活動や学習活動に取り組めるよう環境の整備に努めます。

《取組項目》

No.	取組名	取組内容
1	幼児用絵本の共同利用	幼児が本に親しむ機会を充実させるため、幼稚園で単独では整備することが難しい大型絵本などを集中整備し、幼稚園や保育所などに貸し出すことで共同利用を行います。
2	教員や保育士に対する研修の実施	絵本の意義や選び方、読み聞かせなどについて教員に対する研修を行い、能力の向上を図ります。 札幌市保育士研修推進計画に基づき、保育士の専門性を高め、親子への読み聞かせや保育所の子ども達への読み聞かせなど、実践の経験を重ねることで読み聞かせのスキルを向上させると共に、研修や講習会にも積極的に参加するよう意識の向上を図ります。
3	図書館による小学校への支援 《新規》(再掲)	図書館と小学校が連携して、学校の読書活動や学習活動を支援するため、新たに司書教諭などからの司書実務に関する相談に応じます。また、学校の求めに応じて図書館の使い方や調べもの的方法についてガイダンスを行うほか、必要な本や読書活動に関する情報の提供を行います。このほか、図書館の施設見学や職場体験、調べ学習などの受入を進めます。

No.	取組名	取組内容
4	図書館による中学校への支援 《新規》(再掲)	図書館と中学校が連携して、学校の読書活動や学習活動を支援するため、新たに図書館職員（司書）が学校図書館を訪問したり、司書教諭や学校司書からの司書実務に関する相談に応じたりします。また、学校の求めに応じて図書館の使い方や調べものの方法についてガイダンスを行うほか、必要な本や読書活動に関する情報の提供を行います。このほか、図書館の施設見学や職場体験、調べ学習などの受入を進めます。
5	学校図書館の図書整備の推進	学校図書館図書標準の達成を目指して、計画的な図書の整備を行います。また、市民からの寄贈図書も積極的に活用し、蔵書内容の充実を図ります。
6	寄託図書の充実	小・中学校全体の共用図書である寄託図書について、今後も子どもが読書や調べもの学習で十分活用できるよう、蔵書内容の充実に取り組んでいきます。
7	図書資源ネットワークの活用（再掲）	インターネット予約システムを活用し、子どもや教員が図書館の蔵書を各学校で貸出・返却することができる「ブックさあくる」を活用して、図書館の本を提供します。また、市民からの寄贈本を学校等で再利用する「さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業」の利用促進を図っていきます。
8	学校司書の配置 《新規》(再掲)	学校図書館の機能を強化し、生徒の読書への興味や関心を向上させ、読書活動や学習活動を促進するため、全ての市立中学校に学校司書（学校図書館司書）を配置します。また、教員と学校司書が連携して学校図書館を活用した学習を行い、その取組内容を共有していきます。
9	図書館活用授業研究の実践	幼稚園・学校における読書活動において、学校図書館や幼稚園の図書コーナーなどを利用した授業や活動に関する実践研究を行い、研究成果等を他の幼稚園や学校に還元します。
10	学校図書館アドバイザーの派遣	学校図書館アドバイザーを派遣し、子どもによる学校図書館の利用が一層進むよう助言や支援を行います。
11	学校図書館ボランティアの派遣	学校図書館の利用が一層促進されるように、司書の資格や子どもにかかわる活動の経験を有する学校図書館ボランティアを派遣し、貸出業務や環境整備、子どもの主体的、意欲的な読書活動や学習活動を支援します。
12	特別な教育的支援を必要とする子どもへの読書活動の支援	文字を読んで理解につなげるということだけではなく、触れる・聴く・見るなど、子どもが知覚できる様々な感覚に働きかけることができるよう、布の絵本や録音図書、映像資料等、多様な資料の充実を図るなど、一人ひとりの状況に応じた読書活動を推進します。

No.	取組名	取組内容
13	司書教諭をはじめとした教職員に対する研修の実施	読書指導や資料・情報を活用する学び方・利用の仕方についての指導を適切に子どもに行うことができるよう研修を実施します。
14	児童生徒の読書に関する実態の把握	3年ごとに実施している「札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査」の調査項目に、読書に関する項目を設け、子どもの読書に関する実態の把握に努めます。

4 関係機関・団体の連携・協力の推進

子どもと本との関わりは、家庭や保健センター、子育て支援施設での読み聞かせから始まり、幼稚園、保育所へと広がり、さらに学校へと進むころからは、子ども自身で児童会館や図書館、書店などとも関わりを持つようになります。子どもの読書活動を支え、その推進の継続性を保つためには、これら施設や団体などが相互に連携・協力し合うことが大切です。

読書活動を通して子どもが豊かな心や人間性を育むとともに、意欲的に自ら学び、自ら考え、自ら行動する力を養い、健やかに成長できるよう社会全体で相互に連携を図り、協力しながら読書活動の推進に取り組んでいきます。

【取組項目】

No.	取組名	取組内容
1	図書館とボランティア団体との連携 レベルアップ	読み聞かせや子ども向けの普及事業などの活動をしているボランティア団体と協力事業を実施したり、新たに（仮称）絵本図書館においてボランティアの養成や能力向上のための研修を実施したりすることを通じて、相互交流を促進し、より連携を深めていきます。
2	図書館と幼稚園・保育所との連携 《新規》	新たに実施する（仮称）絵本図書館における幼稚園・保育所の団体利用や連携事業などを通じて、図書館と幼稚園・保育所との連携を図っていきます。
3	図書館と学校との連携 レベルアップ	学校の読書活動や学習活動を充実させるため、施設見学や調べ学習、職場体験などの図書館を活用した学習を実施するとともに、新たに図書館職員（司書）による学校図書館訪問や司書実務に関する相談、学校司書への研修などの支援を通じて、より一層の連携を図っていきます。

No.	取組名	取組内容
4	図書館と他の図書館との連携 レベルアップ*	北海道立図書館をはじめとする他の公立図書館と子どもの読書活動の推進に関連する情報の交換に努めるとともに、児童書に関する情報提供や相談対応など、児童サービスの向上に向け連携を深めます。また、新たに（仮称）絵本図書館において、児童書専門の図書館などの連携を図ります。
5	図書館と大学・研究機関との連携	幅広い分野の子どもの読書活動を進めるため、大学や研究機関と協力して事業を実施するなどし、連携を推進していきます。
6	図書館及び学校と文字・活字文化の担い手との連携 レベルアップ*	文字・活字文化の担い手である出版社や書店、新聞社などと連携してさまざまな事業を展開し、子どもの読書活動の推進に努めていきます。特に学校においては、地元新聞社と連携し、授業に新聞を取り入れ、メディアや情報を活用する力の育成を図ります。
7	学校と研究機関等との連携	民間教育研究団体の人材を講師とした司書教諭をはじめとする教職員の研修を実施します。
8	学校と地域書店との連携	地域書店と学校とが連携し、POP ⁴⁷ の作成やおすすめ本のコーナー展示などの取組を通し、生徒の興味、関心を高め主体的な読書活動を促します。
9	障がいのある子どもたちへの充実した対応の研究	すべての子どもたちが本の楽しさに触れ、読書に親しむために、障がいのある子どもたちへの対応について調査研究を進めます。



トピックス

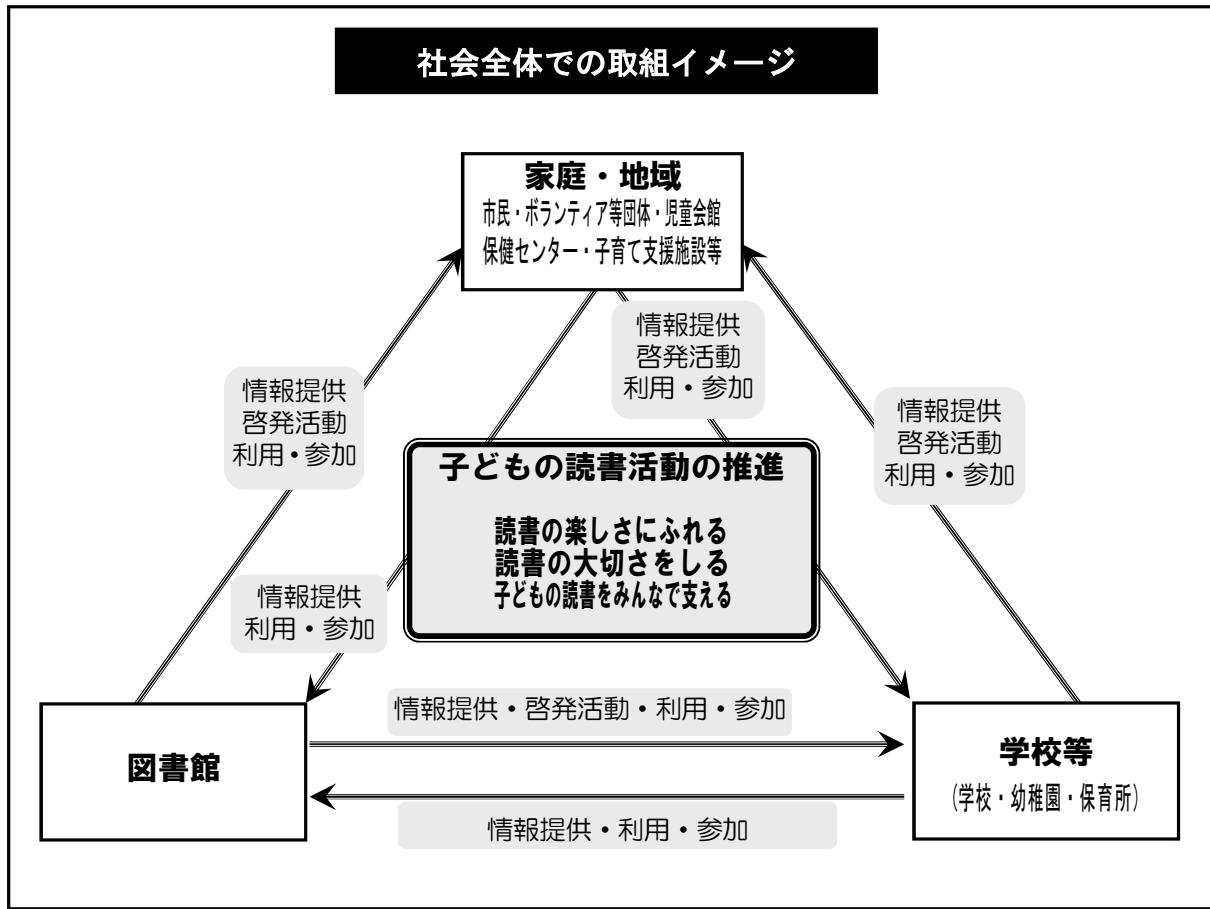
平成28年11月7日に（仮称）絵本図書館がオープンします！

白石区役所の移転に伴い整備される白石区複合庁舎（白石区南郷通1丁目南、地下鉄白石駅直結）の6階に、絵本を中心を集めた図書館がオープンします。絵本の閲覧・貸出はもちろん、絵本の読み聞かせやおはなし会などの楽しい行事がいっぱいです。絵本との素敵なかいをお届けします。



白石区複合庁舎の完成予想図（イメージ）

⁴⁷ 【POP】ポップ広告（point of purchase advertising）の略称。販売促進のために掲示される広告のこと。本のPOPは本の内容や興味深い点などを紙に文字やイラストを使って手描きし、本の良さをアピールするもの。



第5章 計画の効果的な推進

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、社会全体で読書の意義や重要性について理解し、読書に関する興味や関心を高め、読書活動を推進していくことが大切です。このため、家庭・地域、図書館、学校等が互いに情報を共有し、緊密に連携しながら施策の効果的な推進を図っていきます。

2 計画の評価及び検証

計画を着実に推進していくためには、P D C Aサイクルの考え方に基づき、計画に掲げた施策の効果を評価・検証していく必要があります。

このため、評価・検証にあたっては、関係機関や団体による情報交換を通じて、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、設定した目標指標を用いて客観的に評価した上で、施策の成果や課題の検証を行い、施策の推進や改善を図っていきます。

資料編

資料1 読書についてのアンケート調査

※「読書についてのアンケート調査報告書」(平成26年9月)より抜粋

1 調査概要

(1) 調査対象者

調査対象者	対象者数(校数)	回収数	回収率
① 市立小学校の児童(4年生・5年生・6年生)	1,231人(7校)	1,118	90.8%
② 市立中学校の生徒(全学年)	1,294人(10校)	1,243	96.1%
③ 市立高等学校の生徒(全学年)	1,200人(2校)	1,148	95.7%
④ 市立小学校の児童の保護者(1年生・2年生・3年生)	1,242人(6校)	896	72.1%
⑤ 園児の保護者と一般市民	2,192人(14園)	814	37.1%
総計	7159人	5,219	72.9%

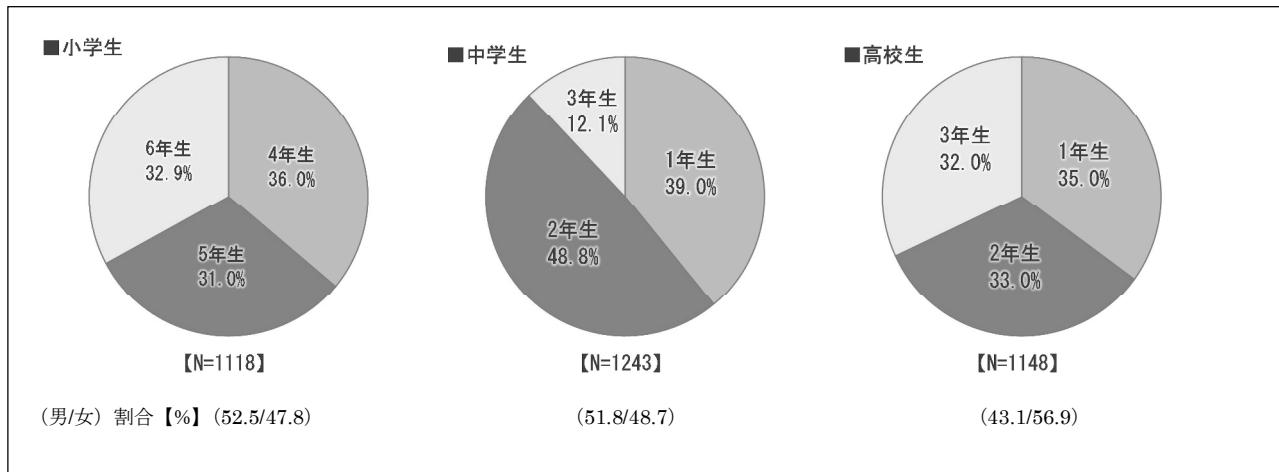
(2) 調査期間

平成26年7月中旬～7月末

2 調査結果

(1) 小学生・中学生・高校生調査

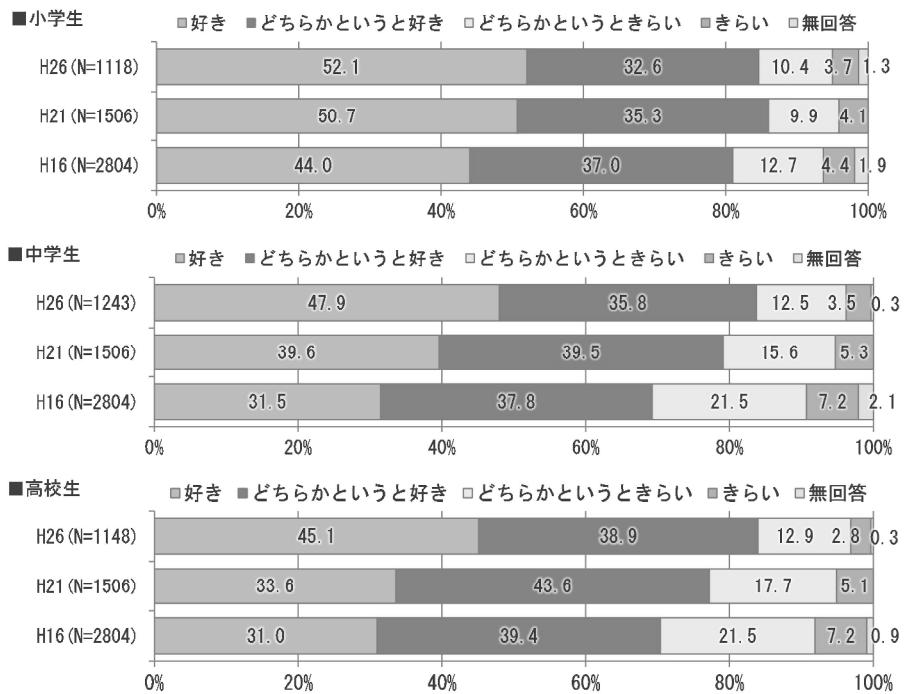
【回答者の属性】



1 読書の好き嫌いなどについて

○ 読書の好き嫌いについて

問 あなたは読書が好きですか。(単数回答)

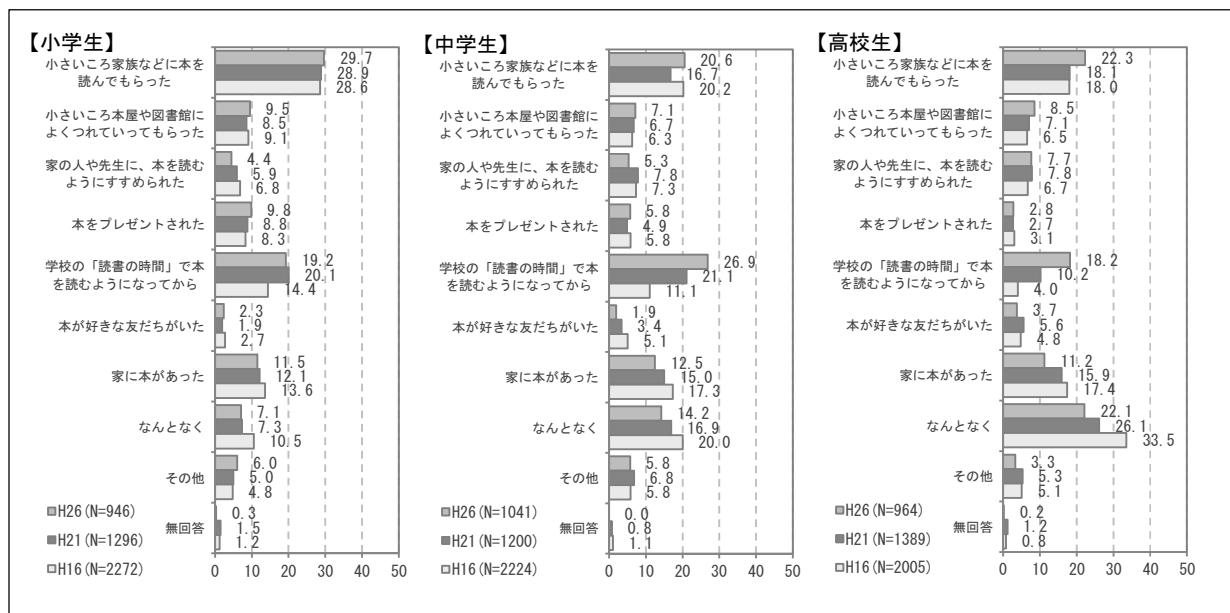


○ 読書が好きになった理由

問 なぜ本を読むことが好きになったか、当てはまると思う順に2つまで選んでください。

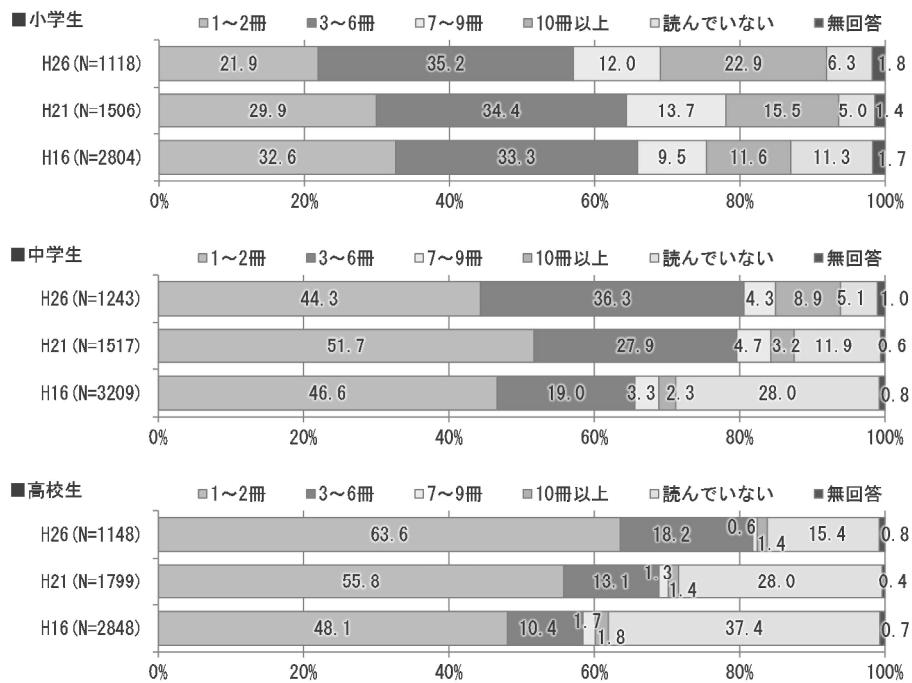
(各単数回答)

(グラフは1番目として選んだものを掲載)



○ 最近1ヶ月の読書量

問 最近1ヶ月の間に何冊くらい本を読みましたか。(単数回答)

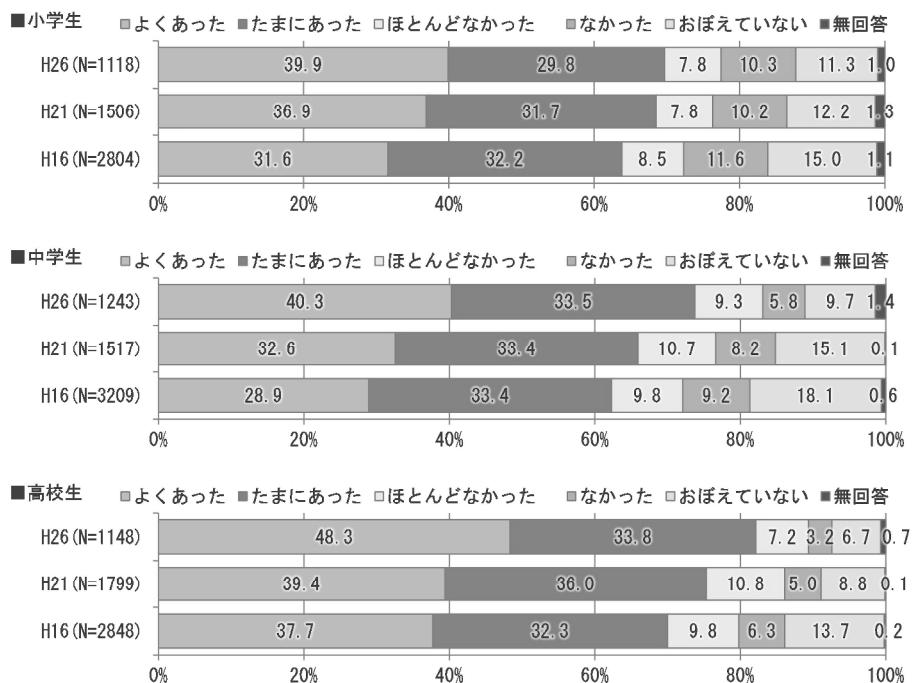


※注：H21年およびH16年調査結果は「7~9冊」の項目に「7~10冊」が、「10冊以上」の項目には「11冊以上」の回答率が掲載されている。

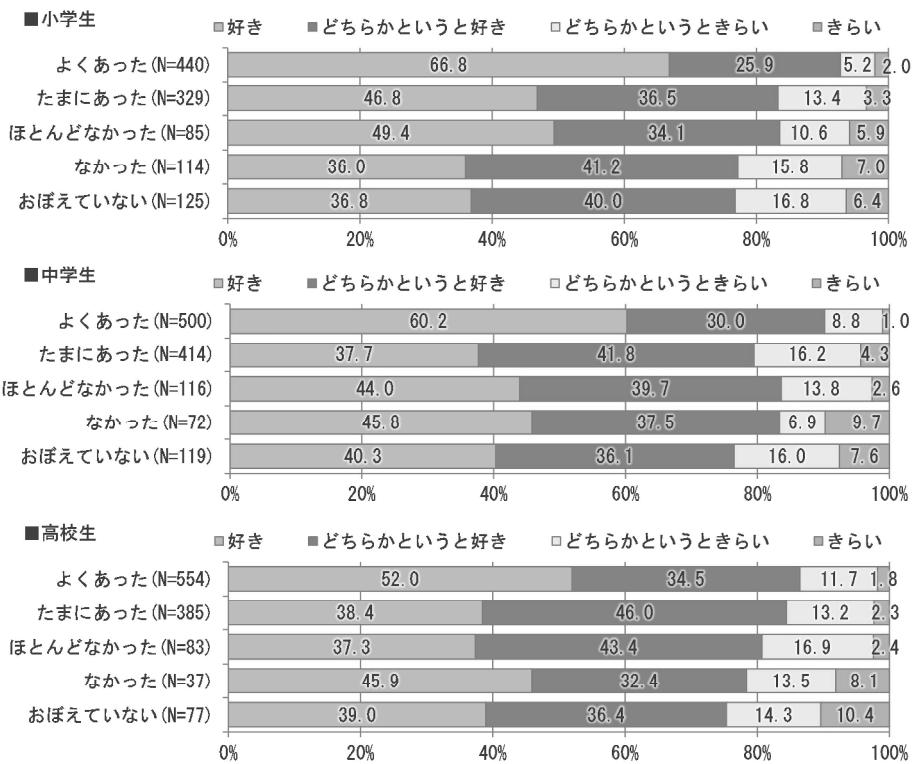
2 小さい頃の体験について

○ 読み聞かせを受けた体験

問 小さい頃、家族や近所のおとなの方に本を読んでもらったことがありますか。(単数回答)



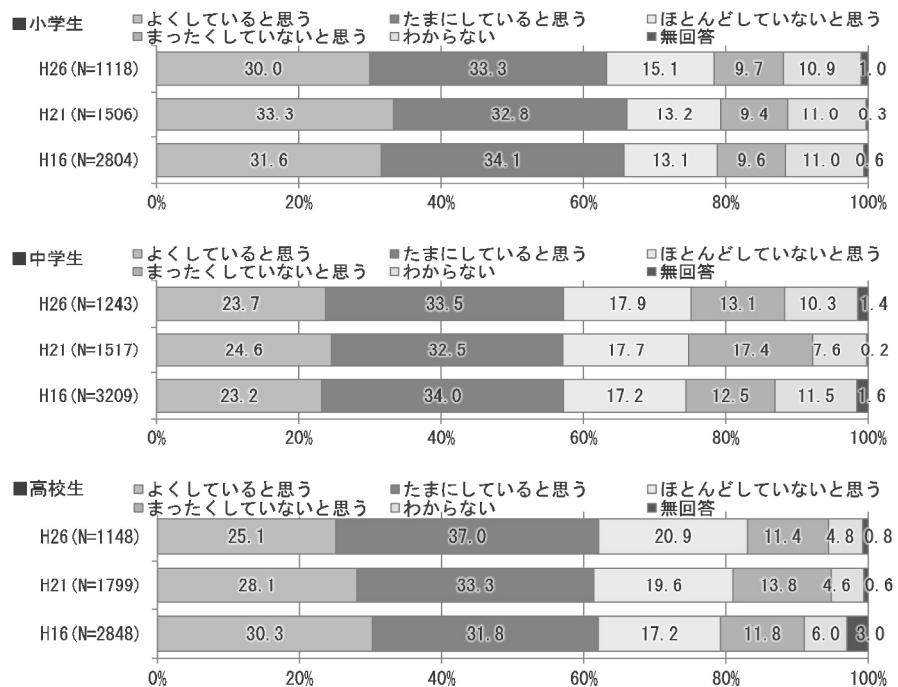
○ 読書の好き嫌いとの関係



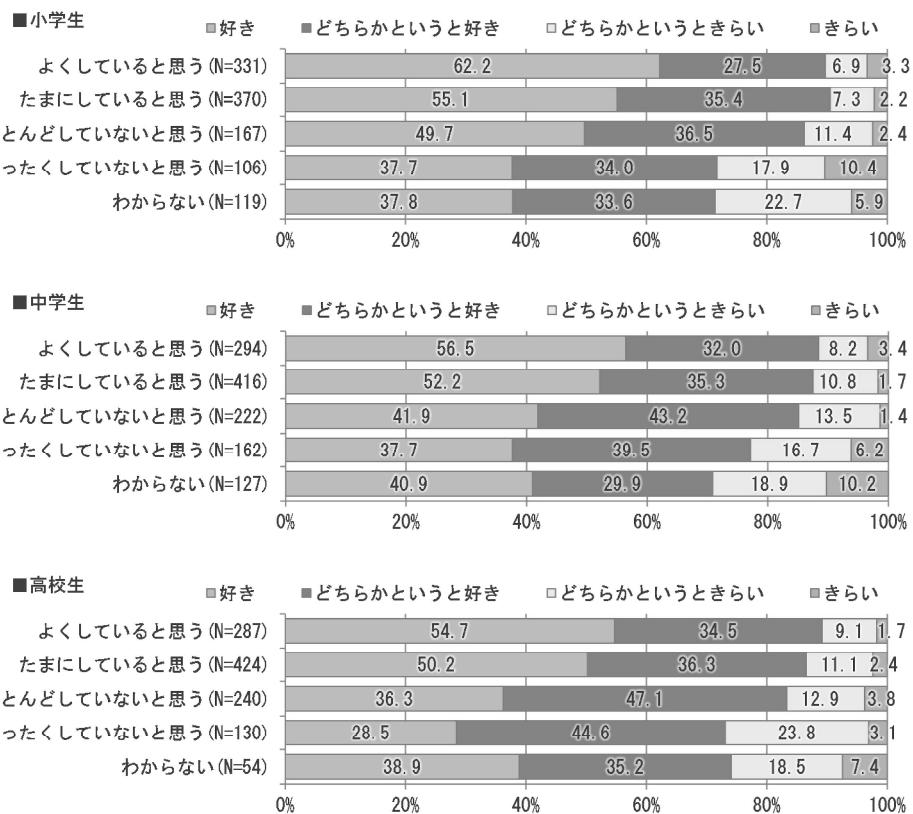
3 家での読書などについて

○ 家族の読書状況

問 あなたの家族は、よく読書をしていると思いますか。（単数回答）

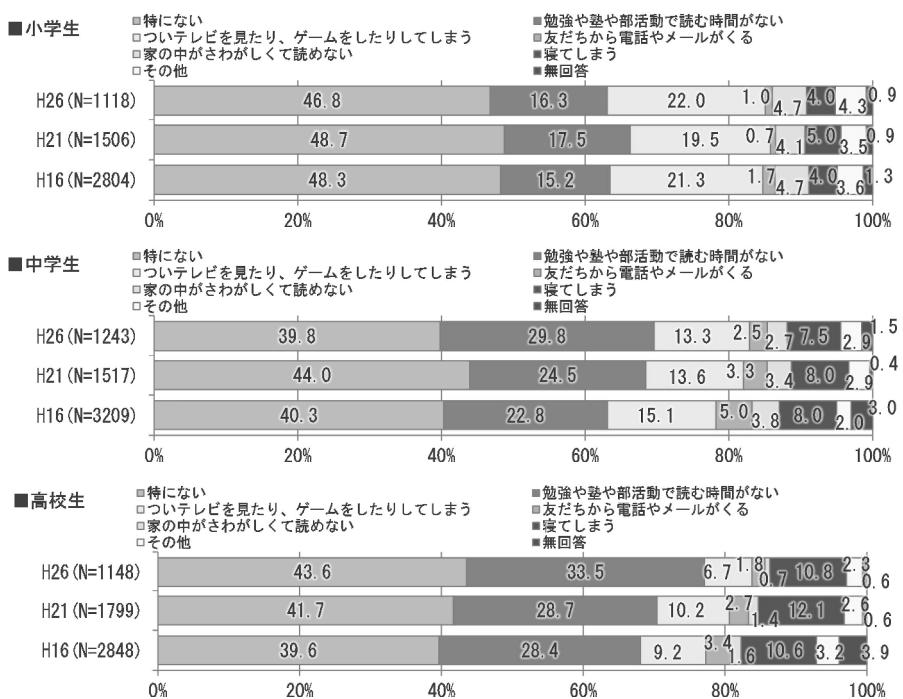


○ 読書の好き嫌いとの関係



○ 家で読書をしたいと思うときに困ること

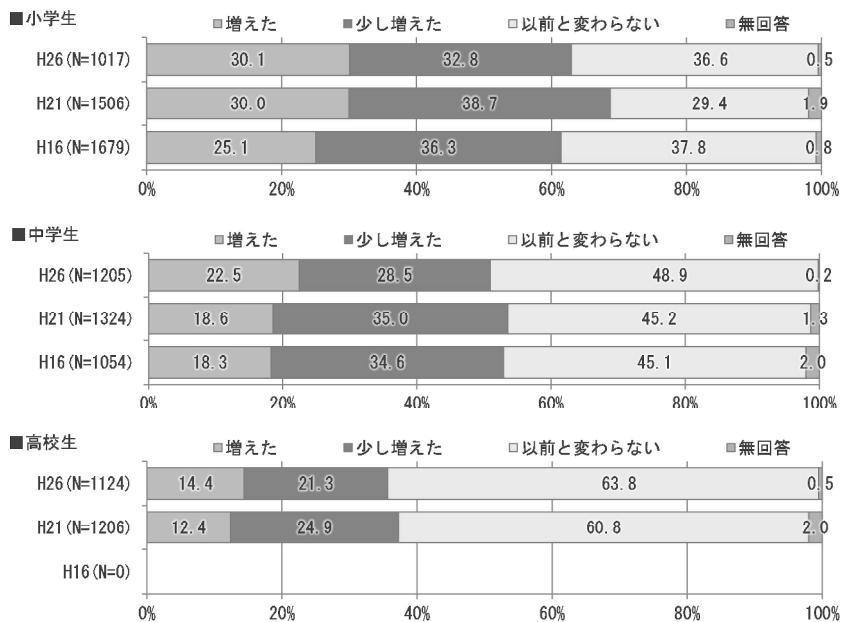
問 家で読書をしたいと思うときに、何か困ることがありますか。（単数回答）



4 学校での読書について

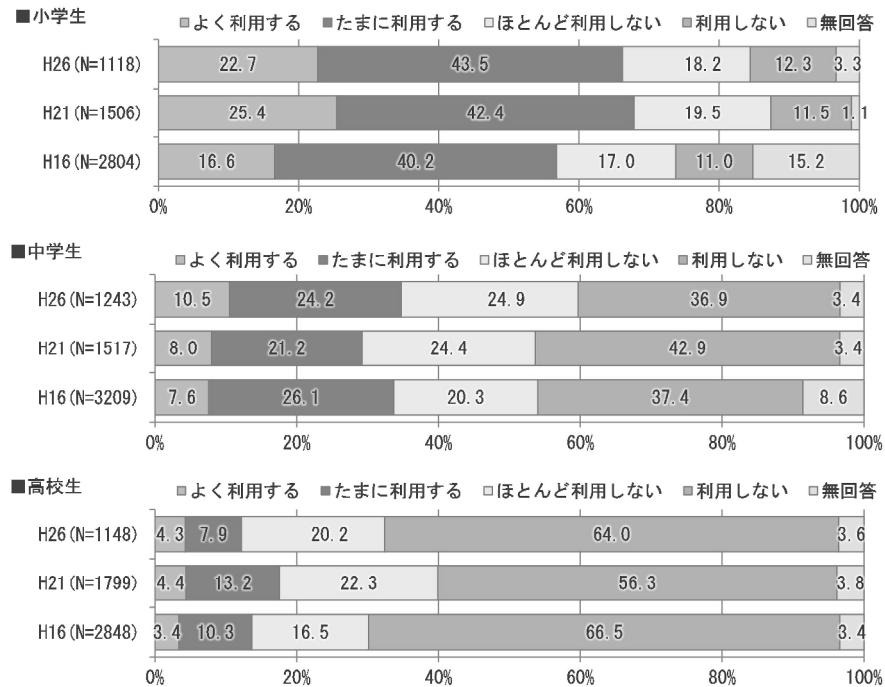
○ 「読書の時間」の効果

問 「読書の時間」がきっかけとなって、家などでも本を読むことが増えましたか。(単数回答)



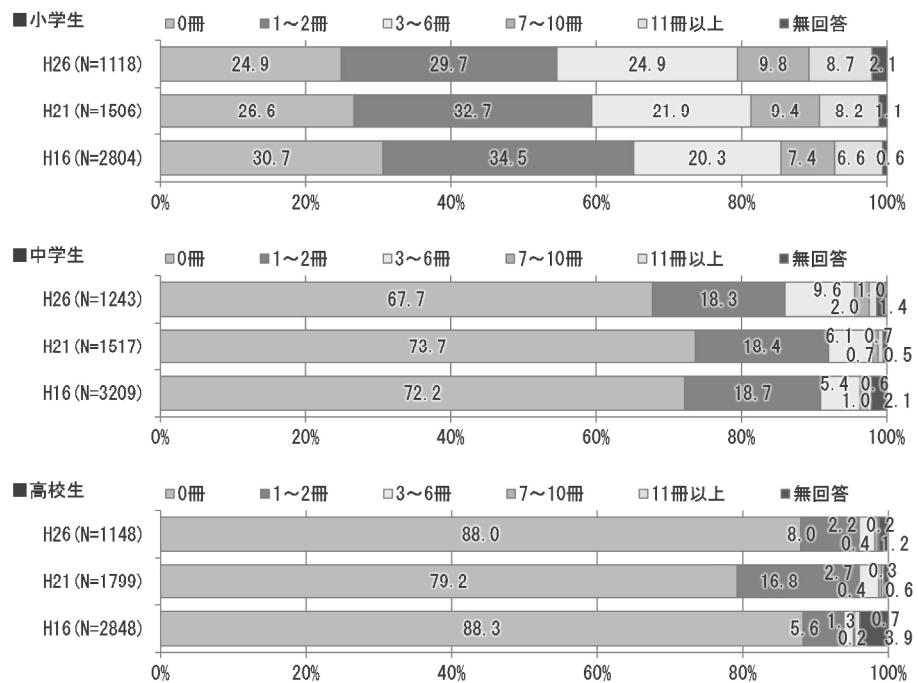
○ 学校の図書館の利用状況

問 あなたは学校の図書館を、授業以外でよく利用しますか。(単数回答)



○ 1カ月に借りる本の量

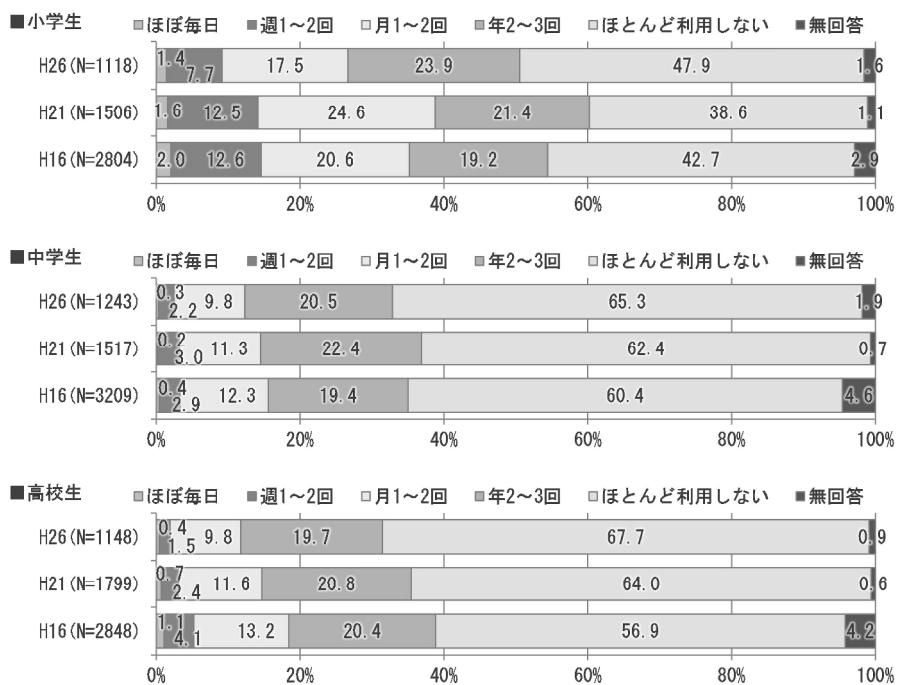
問 あなたは学校の図書館で、1カ月に平均するとどれくらいの本を借りますか。(単数回答)



5 公共の図書館の利用状況

○ 公共の図書館の利用頻度

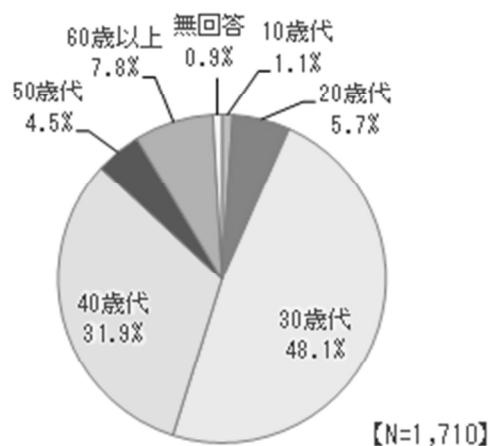
問 あなたは、公共の図書館をどのくらい利用していますか。(単数回答)



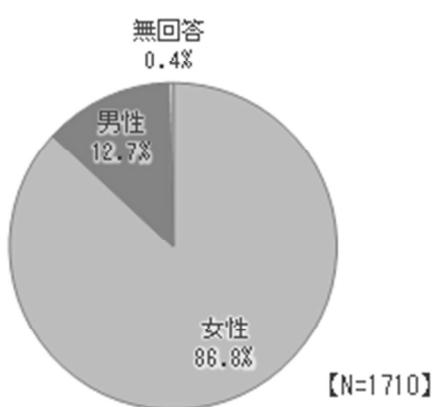
(2) 一般市民調査

【回答者の属性】

■年齢構成



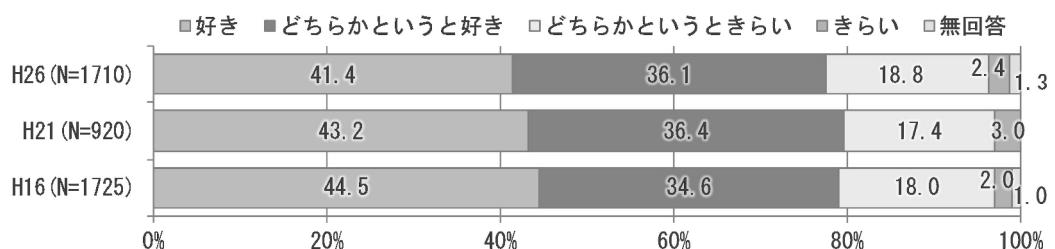
■性別構成



1 読書の好き嫌いなどについて

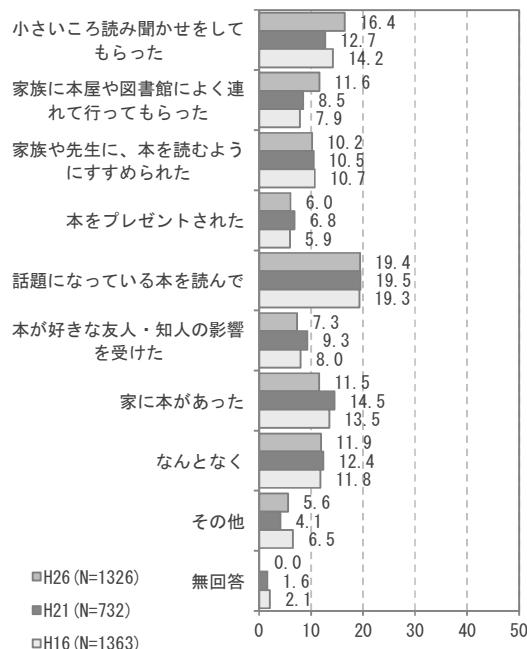
○ 読書の好き嫌いについて

問 あなたは読書が好きですか。(単数回答)



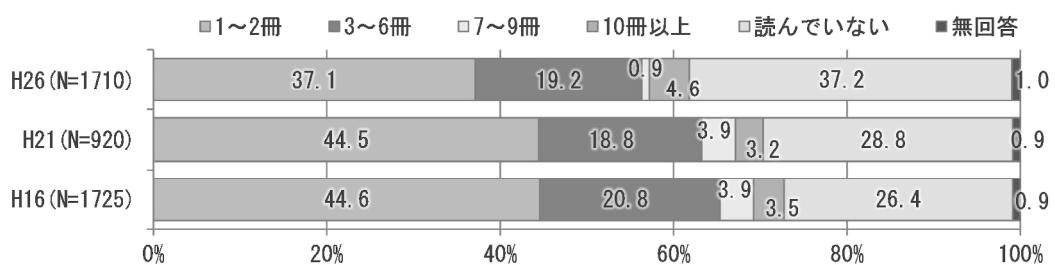
○ 読書が好きになった理由

問 なぜ本を読むことが好きになったか、あてはまると思う順に2つまで選んでください。
 (各単数回答)
 (グラフは1番目として選んだものを掲載)



○ 1ヶ月の読書量

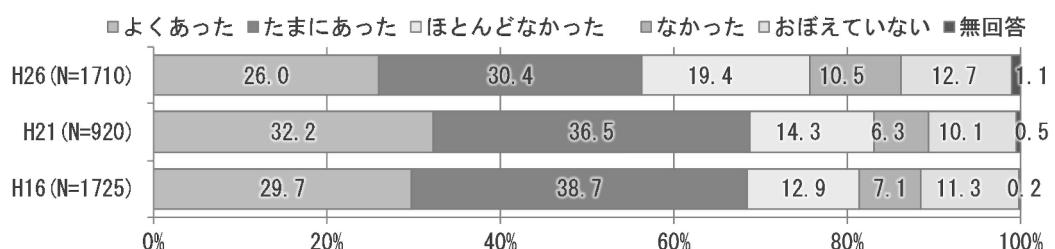
問 最近1ヶ月の間に何冊くらい本を読みましたか。(単数回答)



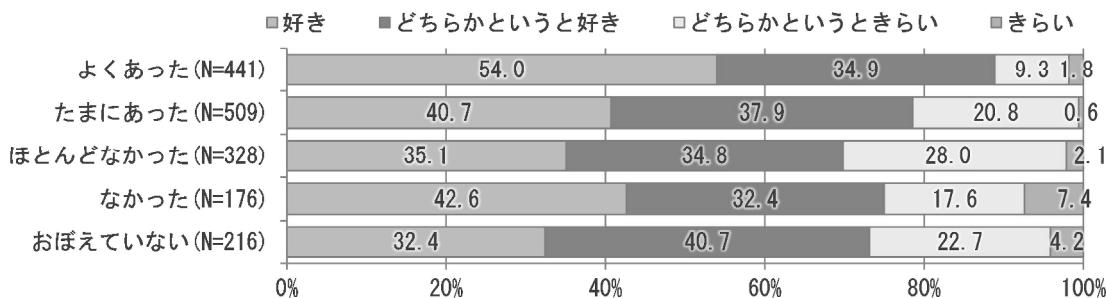
2 小さい頃の体験について

○ 読み聞かせを受けた体験

問 あなたは、小さい頃、家族に本を読んでもらったことがありますか。(単数回答)



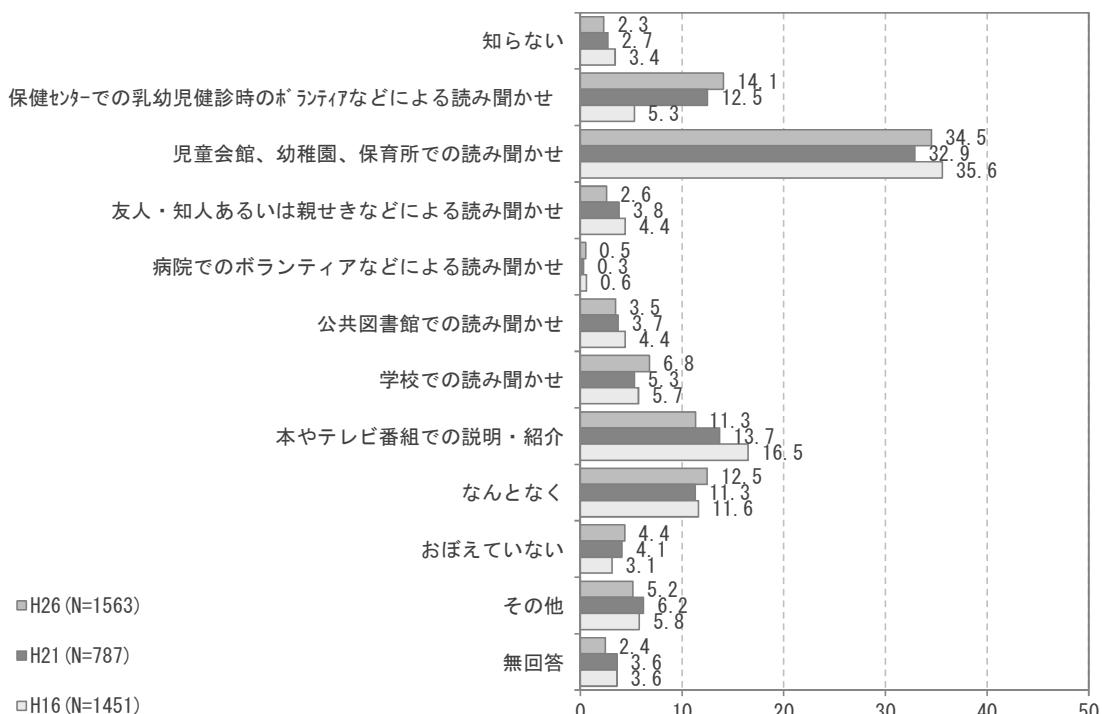
○ 読書の好き嫌いとの関係



3 子どもへの読み聞かせなどについて (※子どもがいる人のみ)

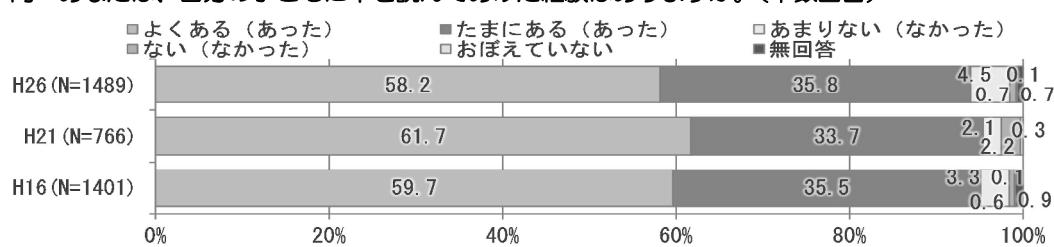
○ 読み聞かせを知ったきっかけ

問 あなたが、子どもへの「読み聞かせ」を具体的に知ったきっかけはなんですか。(単数回答)



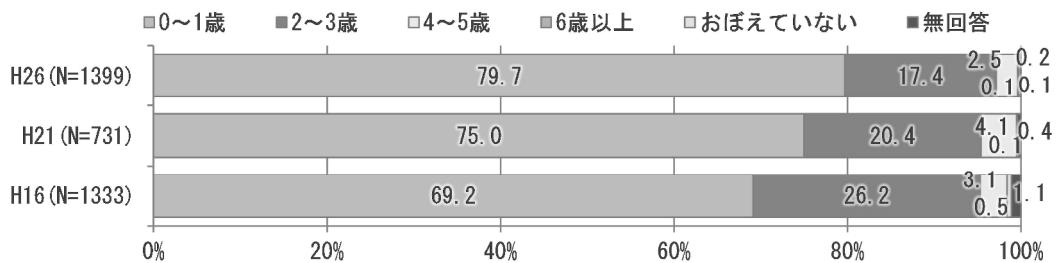
○ 自分の子どもに読み聞かせをした経験

問 あなたは、自分の子どもに本を読んであげた経験はありますか。(単数回答)



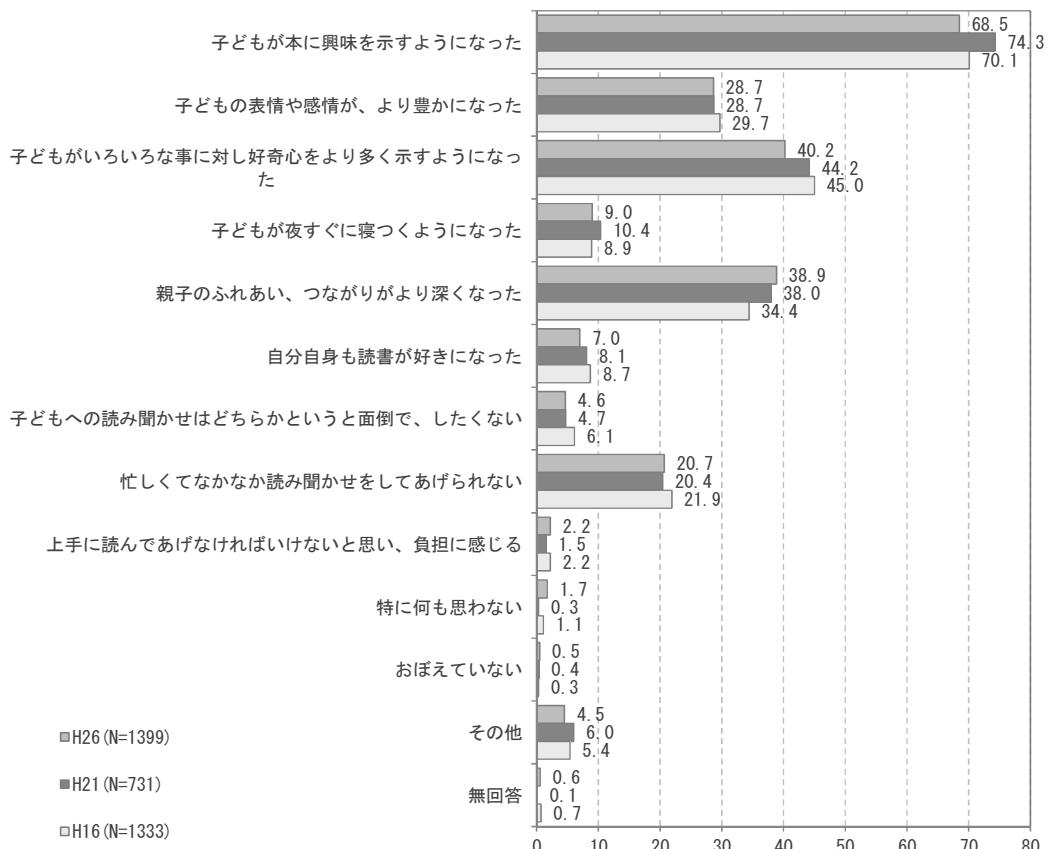
○ 子どもに初めて本を読んであげた時期

問 子どもに初めて本を読んであげたのは、お子さんが何歳くらいの時ですか。(単数回答)



○ 読み聞かせをして感じたこと

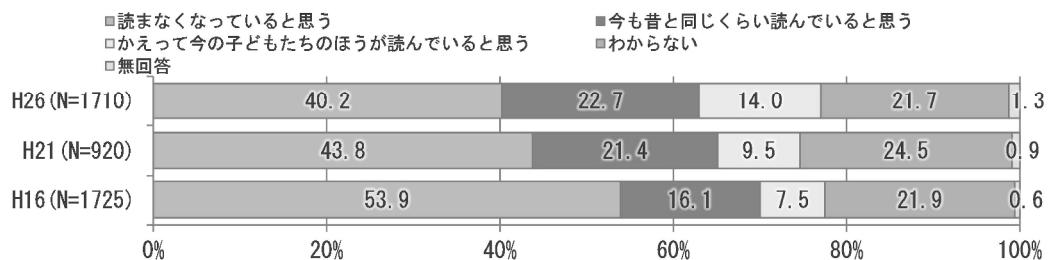
問 子どもへの「読み聞かせ」をしてみて、どのように感じましたか。あてはまると思うものを3つまで選んでください。(複数回答)



4 子どもの読書活動について

○ 最近の子どもの「読書ばなれ」について

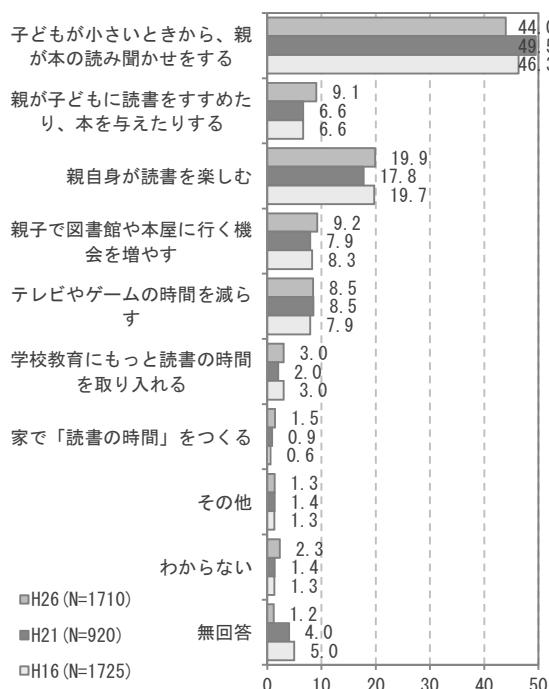
問 あなたは昔に比べて、今の子どもたちが本を読まなくなっていると思いますか。(単数回答)



○ 子どもがもっと本を読むようになるために

問 あなたは、どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思いますか。あてはまると思う順に3つまで選び、回答欄に番号を記入してください。(各単数回答)

(グラフは1番目として選んだものを掲載)



資料2 取組項目一覧

基本方針	事業番号	新規☆	取組項目	所管部	区分	頁
1-1	1		絵本とふれあう機会の充実	保)保健所 子)子育て支援部	家庭・地域	16
1-1	2		子育てサロンや保育所開放における読書活動	子)子育て支援部	家庭・地域	16
1-1	3		乳幼児・保護者向け読書活動 (乳幼児・保護者向け行事の実施)	教)中央図書館	図書館	17
1-1	4	☆	乳幼児・保護者向け読書活動 (年齢に応じたサービスプログラムの開発)	教)中央図書館	図書館	17
1-1	5	☆	幼稚園・保育所などの団体利用	教)中央図書館	図書館	17
1-1	6		絵本の読み聞かせの実施	子)子育て支援部 教)学校教育部	幼稚園 保育所	17
1-1	7		保護者向け講座・講習会の開催	教)学校教育部	幼稚園 保育所	17
1-1	8		おすすめ絵本の紹介や貸出の実施	子)子育て支援部	幼稚園 保育所	17
1-2	9		児童会館における読書活動	子)子ども育成部	家庭・地域	18
1-2	10		開放図書館における読書活動	教)生涯学習部	家庭・地域	18
1-2	11		小学生向け読書活動	教)中央図書館	図書館	18
1-2	12	☆	小学校への支援	教)中央図書館	図書館	18
1-2	13		読書に親しむ機会の充実	教)学校教育部	学校	18
1-2	14		子ども向け優良図書の情報提供	教)学校教育部	学校	19
1-2	15		図書館モデル公開授業	教)学校教育部	学校	19
1-3	16		中学・高校生向け読書活動	教)中央図書館	図書館	20
1-3	17	☆	中学校への支援	教)中央図書館	図書館	20
1-3	18	☆	学校司書の配置	教)学校教育部	学校	20
1-3	19		中学校・高等学校図書委員会(図書局)による特色ある取組発表	教)学校教育部	学校	21
2	20		子ども読書チャレンジプロジェクト	教)中央図書館	全体	22
2	21		家庭読書の普及・啓発	教)中央図書館	家庭・地域	22
2	22		全館特別行事の実施	教)中央図書館	図書館	23
2	23	☆	「デジタルネイティブ世代」への普及・啓発	教)中央図書館	図書館	23
2	24		図書館情報の発信(キッズページによる情報発信)	教)中央図書館	図書館	24
2	25	☆	図書館情報の発信(中学・高校生向けページの開設)	教)中央図書館	図書館	24
2	26	☆	図書館情報の発信(教員・学校司書向け情報発信)	教)中央図書館	図書館	24

基本方針	事業番号	新規	取組項目	所管部	区分	頁
3-1	27		読み聞かせボランティアの研修	保)総務部	家庭・地域	25
3-1	28		児童会館の図書の充実	子)子ども育成部	家庭・地域	25
3-1	29		絵本基金「子ども未来文庫」事業	子)子育て支援部	家庭・地域	25
3-1	30		学校図書館の地域開放の促進	教)生涯学習部	家庭・地域	26
3-2	31	☆	(仮称) 絵本図書館の設置	教)中央図書館	図書館	26
3-2	32		絵本・児童書の充実	教)中央図書館	図書館	27
3-2	33	☆	さっぽろデジタル絵本事業	教)中央図書館	図書館	27
3-2	34		障がいのある子どもたちへのより充実した対応	教)中央図書館	図書館	27
3-2	35		図書資源ネットワークの活用	教)生涯学習部 教)中央図書館	図書館 学校	27
3-2	36		職員に対する研修の実施	教)中央図書館	図書館	27
3-2	37		外国語の絵本・児童書の収集及び多文化理解の促進	教)中央図書館	図書館	27
3-2	38		再利用図書の無償譲渡	教)中央図書館	図書館	27
3-3	39		幼児用絵本の共同利用	教)学校教育部	幼稚園 保育所	28
3-3	40		教員や保育士に対する研修の実施	子)子育て支援部 教)学校教育部	幼稚園 保育所	28
3-3	41		学校図書館の図書整備の推進	教)生涯学習部	学校	29
3-3	42		寄託図書の充実	教)生涯学習部	学校	29
3-3	43		図書館活用授業研究の実践	教)学校教育部	学校	29
3-3	44		学校図書館アドバイザーの派遣	教)学校教育部	学校	29
3-3	45		学校図書館ボランティアの派遣	教)学校教育部	学校	29
3-3	46		特別な教育的支援を必要とする子どもへの読書活動の支援	教)学校教育部	学校	29
3-3	47		司書教諭をはじめとした教職員に対する研修の実施	教)学校教育部	学校	30
3-3	48		児童生徒の読書に関する実態の把握	教)学校教育部	学校	30
3-4	49		図書館とボランティア団体との連携	教)中央図書館	図書館	30
3-4	50	☆	図書館と幼稚園・保育所との連携	教)中央図書館	図書館	30
3-4	51		図書館と学校との連携	教)学校教育部 教)中央図書館	図書館 学校	30
3-4	52		図書館と他の図書館との連携	教)中央図書館	図書館	31
3-4	53		図書館と大学・研究機関との連携	教)中央図書館	図書館	31
3-4	54		図書館及び学校と文字・活字文化の担い手との連携	教)学校教育部 教)中央図書館	図書館 学校	31
3-4	55		学校と研究機関等との連携	教)学校教育部	学校	31
3-4	56		学校と地域書店との連携	教)学校教育部	学校	31
3-4	57		障がいのある子どもたちへのより充実した対応の研究	教)中央図書館	全体	31

資料3 策定経過

日 程	市・市教委の動き	市民・関係団体からの意見聴取
平成26年6月12日	子どもの読書活動推進計画策定会議WG会議	
平成26年7月3日	子どもの読書活動推進計画策定会議委員・幹事会	
平成26年7月	事業調査	
平成26年7月		読書についてのアンケート調査
平成26年9月25日		子どもの読書を考える市民会議（第1回）
平成26年9～10月		小・中・高校生との意見交換会（全8回）
平成26年10月22日		図書館協議会
平成26年10月24日	教育委員会会議	
平成26年10月31日		子どもの読書を考える市民会議（第2回）
平成26年11月22日		読書を考える子ども市民会議
平成26年12月17日		子どもの読書を考える市民会議（第3回）
平成27年1月14日	子どもの読書活動推進計画策定会議WG会議	
平成27年1月23日		子どもの読書を考える市民会議（第4回）
平成27年2月25日	子どもの読書活動推進計画策定会議幹事・WG合同会議	
平成27年3月10日		子どもの読書を考える市民会議（第5回）
平成27年3月26日		図書館協議会
平成27年5月19日	関係課長会議（兼策定会議幹事会）	
平成27年6月12日	教育委員会会議	
平成27年6月18日		図書館協議会
平成27年6月19日	関係部長会議（兼企画調整会議幹事会）	
平成27年7月10日	教育委員会会議	
平成27年8月25日	企画調整会議	

資料4 札幌市子どもの読書を考える市民会議

計画に広く市民の意見を反映させるため、「札幌市子どもの読書を考える市民会議」を設けました。この会議は、公募市民や学識経験者、関係団体の代表などによる会議で、それぞれの立場から子どもの読書活動推進について意見をいただきました。

1 委員名簿

区分	氏名	所属等
委員	おおはし みやこ 大橋 都	公募市民
副委員長	きむら よしこ 木村 佳子	札幌市学校図書館協議会副会長
委員	さわ えりこ 沢 英里子	公募市民
委員長	たけい あきや 武井 昭也	札幌国際大学教授
委員	つかだ としのぶ 塚田 敏信	藤女子大学図書館学課程非常勤講師
委員	つきた ひろや 附田 裕哉	札幌市学校図書館地域開放協議会事務局長
委員	なかがわら まさひろ 中川原 雅広	札幌市市立ひがしなえぼ幼稚園長
委員	ひらの みわこ 平野 美和子	札幌おはなしの会代表
委員	まるやま えみこ 丸山 恵美子	絵本読み聞かせの会「ペパーミント」代表
委員	やまもと あつこ 山本 淳子	公益財団法人 ふきのとう文庫理事

(五十音順、敬称略)

2 開催状況

回数	開催日	協議内容
第1回	平成26年9月25日	計画についての概要説明
第2回	平成26年10月31日	子どもの読書活動推進に関する施策について
第3回	平成26年12月17日	子どもの読書活動推進に関する施策について
第4回	平成27年1月23日	計画の全体像及び施策のまとめについて
第5回	平成27年3月10日	計画素案について

資料5 読書を考える子ども市民会議

計画に広く子どもの意見を反映させるため、小学生、中学生、高校生との意見交換の機会を設けました。

1 小・中・高校生との意見交換会

市立の小学校、中学校、高等学校から抽出した学校（小学校3校、中学校3校、高等学校2校）を訪問し、各校の図書委員会（図書局）に所属する子どもと読書活動推進について意見交換をしました。

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 実施時期 | 平成26年9月24日（水）～10月16日（木） |
| (2) 実施校 | 8校（小学校3校、中学校3校、高等学校2校） |
| (3) 参加人数 | 170人（小学生66人、中学生83人、高校生21人） |



意見交換会の様子

2 読書を考える子ども市民会議

平成26年11月22日（土）に意見交換会を行った学校の代表者が参加し、「読書を考える子ども市民会議」と題して、読書活動推進について意見交換をするとともに、年代や学校を超えて、子どもたち同士の交流を行いました。

(1) 合同意見交換会

各校からの代表の13人が「子ども市民会議委員」に委嘱され、各校から出された読書推進に関するアイデアについて、議論しました。

(2) 図書館クイズツアー

合同意見交換会終了後に、図書館の資料を使ってクイズを解きながら館内を見学するツアーを実施しました。普段見られない地下の書庫も見学しました。



たくさんの意見が出されました

資料6 関係法令等

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

札幌市子どもの読書を考える市民会議設置要綱

平成 26 年 5 月 26 日 教育長決裁

(設置及び目的)

第1条 第3次札幌市子どもの読書活動推進計画の策定にあたり、広く市民の意見を得て、札幌市にふさわしい子どもの読書活動のあり方について検討していくことを目的に「札幌市子どもの読書を考える市民会議（以下「市民会議」等）を設置する。

(役割)

第2条 市民会議は、第3次札幌市子どもの読書活動推進計画策定にあたり、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、子どもの読書活動に関する民間団体、市の公募に応じた市民その他教育長が適当と認めるもののうちから教育長が委嘱する。

3 委員の公募については、別途定める公募要領に基づき行う。

(委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は平成 26 年 9 月から平成 27 年 3 月末とする。

2 ただし、第3次札幌市子どもの読書活動推進計画策定への意見を取りまとめたときをもって、委嘱を解かれたものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に委員長 1 人、副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、教育委員会中央図書館運営企画課において行う。

(その他)

第8条 上記に定めるもののほか、市民会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

札幌市子どもの読書活動推進計画策定会議設置要綱

平成 26 年 5 月 19 日 教育長決裁

(設置)

第1条 札幌市子どもの読書活動推進計画を策定するにあたり、計画の具体的取組を実施する所管課等が緊密に連携し、札幌市にふさわしい子どもの読書活動のあり方について検討することを目的として、「札幌市子どもの読書活動推進計画策定会議」（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議する。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の方針の決定に関すること
- (2) 子どもの読書活動推進計画策定において必要な関係部局間相互の調整に関すること
- (3) 子どもの読書活動推進計画における進捗状況の把握に関すること
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 策定会議に委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、中央図書館長とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者、その他委員長が必要と認める者を持って充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、策定会議を代表し、策定会議の事務を総括する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 策定委員会の審議に付すべき事項、その他推進会議の所掌事務について必要な調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、教育委員会議中央図書館運営企画課長をもって充てる。
- 4 幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じて関係する職にある者を幹事に追加し、又は関係する職にある者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事会は、第2条各号に規定する事項のうち実務的な事項を調査研究し、又は協議させるため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、必要に応じて、関係する職にある者にワーキンググループへの出席を求めることができる。

(会議)

第7条 推進会議は、必要的都度委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係する職にある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。

4 ワーキンググループは、幹事長が指名したグループリーダーが招集する。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、教育委員会中央図書館運営企画課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	保) 障がい保健福祉部長 母子保健・歯科保健担当部長 子) 子ども育成部長 子育て支援部長 教) 生涯学習部長 学校施設担当部長 学校教育部長 児童生徒担当部長 中央図書館長
----	---

別表2 (第5条関係)

幹事	保) 障がい保健福祉部身体障害者更生相談所長 保健所母子保健担当課長 子) 子ども育成部子ども企画課長 子育て支援部子育て支援総合センター担当課長 教) 生涯学習部生涯学習推進課長 生涯学習部学校施設課長 学校教育部教育課程担当課長 学校教育部研修担当課長 幼児教育センター担当課長 中央図書館運営企画課長 中央図書館調整担当課長 中央図書館利用サービス課長 中央図書館調査担当課長
----	---

第3次札幌市子どもの読書活動推進計画
さっぽろっこ読書プラン
～未来を拓くさっぽろの子どもたち～
平成 27 年(2015 年)○月

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課
〒064-8516 札幌市中央区南 22 条西 13 丁目 1-1
TEL : 011-512-7330 FAX : 011-512-7110
ホームページ : <http://www.city.sapporo.jp/tosyokan/>



SAPP_RO